

第16章 有害廃棄物

16.1 はじめに

本章は、発生した全ての有害廃棄物について、その識別、特性、保管、輸送、処理、及び人の健康と環境を保護する方法によるリサイクル又は廃棄を行うための基準を定める。本章は、有害廃棄物の1つ以上の特性（発火性、腐食性、反応性又は毒性）を示す廃棄物、又は掲載された有害廃棄物を対象とする。以下は対象外とする。

16.1.1 国防省爆発物安全規則 6055.09E「爆発物安全管理（ESM）」に記載されている弾薬及び爆発物。

16.1.2 国防省訓令 4715.27「国防省低レベル放射性廃棄物（LLRW）プログラム」に含まれる放射性物質。

日本には「有害廃棄物」という言葉はないが、一般廃棄物や産業廃棄物の中には、廃棄物処理法に準じた米国の有害廃棄物と同様の特別な取扱いを必要とするものがあります。これらの分類は、特別に管理された一般廃棄物（SCMW）と特別管理産業廃棄物（SCIW）である。表 16.6 にてこれらの分類についてまとめており、表 16.7 では日本における廃棄基準をまとめている。日本の施設では、有害廃棄物は、米国での有害廃棄物の管理方法と同様の方法で基地内に保管・管理されています。ただし、有害廃棄物の敷地外への廃棄は、日本の法規制および本章の要求事項に従って管理される。

16.2 要員の資格

実際に危険な廃棄物に曝される、又は曝される可能性のある職務を割り当てられた要員及びその監督者は、その職務を引き受ける前に適切な訓練プログラムを修了することを保証しなければならない。そのような職務に割り当てられた要員は、適切な訓練を完了するまで、直接の監督の下で作業しなければならない。

16.2.1 再教育訓練 有害廃棄物業務を行う全ての要員は、毎年の有害廃棄物再教育訓練を完了しなければならない。

16.2.2 訓練内容及び所要事項 研修プログラムは以下のとおりとする。

16.2.2.1 職員が割り当てられた職務を遂行し、関連する有害廃棄物に係る所要事項に完全に準拠するための十分な情報を含む。

16.2.2.2 当該分野の研修プログラムを修了した、同等の学歴を有する、又は関連する経験を有する有資格者が実施する。

16.2.2.3 施設の要員が、緊急手順、緊急機器、緊急システムに精通することで、緊急事態に効果的に対応できるように設計されている。

16.2.2.4 特に、職務に危険な廃棄物の取扱いと管理を含む要員のために、以下の分野に対処するものとする。

16.2.2.4.1 緊急時の手順（火災、爆発、及び漏出への対応、通信及び警報システムの使用、身体及び機器の汚染除去）。

16.2.2.4.2 ドラム及び容器の取扱いと保管（廃棄物の適合性及び分別に係る所要事項を含む）、有害廃棄物機器の安全な使用、適切なサンプリング手順。

16.2.2.4.3 従業員の保護（個人用保護具、安全及び健康上のハザード、ハザード・コミュニケーション、及び労働者の暴露を含む）。

16.2.2.4.4 記録保持、セキュリティ、検査、漏出防止及び対応計画、保管に係る所要事項、輸送に係る所要事項。

16.2.3 訓練の文書化 施設では、実際に危険な廃棄物にさらされる、又はさらされる可能性のある職務を割り当てられた各個人の、全ての危険な廃棄物トレーニングを文書化しなければならない。更新された訓練記録は、責任ある施設管理者又は設置事務所が保管し、これらの要員の任務終了後、少なくとも3年間保持しなければならない。

16.3 有害廃棄物の決定及び特性評価

排出者は以下を行わなければならない。

16.3.1 廃棄物を発生させた材料やプロセスに関する知識を用いて、あるいは廃棄物の実験室分析を通じて、その場所で発生した固形廃棄物を特定し、特性を明らかにする。

16.3.2 固形廃棄物に関連する固有の危険な特性を、物理的特性（例：固体、液体、含有気体）、化学的特性（例：化学成分、技術的又は化学的名称）、又はその他の記述的特性（例：発火性、腐食性、反応性、毒性）の観点から特定する。特性を定義する特性は、日本及び／又は同等の米国環境保護庁分析法を含む、標準化された利用可能な試験プロトコルによって測定可能でなければならない。着火性、腐食性、反応性の1つ以上の特性を示すという理由だけでリストアップされた有害廃棄物、又は固形廃棄物と有害廃棄物の混合物は、その廃棄物が有害廃棄物の特性を示さなくなった場合、有害廃棄物ではない。有害廃棄物の特性及び有害廃棄物のリストについては、JEGS表16.1から16.7を参照のこと。

16.3.3 各有害廃棄物の流れを特定するため、有害廃棄物プロフィールシート（HWPS）を作成し維持する。HWPSは、新しい廃棄物の流れや、排出される有害廃棄物の特性を変えるプロセスの変更を反映させるため、必要に応じて排出者が更新しなければならない。

16.3.4 有害廃棄物の全ての記録管理、報告書及びマニフェストに、固有の（排出者固有の）識別番号を使用する。

16.4 有害廃棄物集積所（HWAP）

施設は、HWAPが以下の基準に準拠していることを確認しなければならない。

16.4.1 HWAPは、発生地点又はその付近にあり、オペレーターの管理下にあること。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

16.4.2 各HWPは、化学的に混合不可なものも含め、異なる廃棄物の流れに対して適切な分離を行うように設計及び運用されなければならない。各HWPには、そのサイトに蓄積される廃棄物に適した警告標識がなければならない。各HWPの容器には、在日米軍の有害廃棄物ラベル、又は内容物の危険性を示す表示（例：有害廃棄物の特性、ハザードステートメント、ケミカルハザードラベル）を付けなければならない。在日米軍による附属書16Bの有害物質ラベルの表示はラベリング必要事項を満たすものである。

16.4.3 HWPは、各廃棄物の流れから、208リットル[55ガロン]ドラム缶相当の有害廃棄物、又は1リットル[1クオート]容器相当の急性有害廃棄物を、発生地点又はその付近に蓄積することはできない。これらの制限に達した場合、排出者は5営業日以内に有害廃棄物を有害廃棄物保管場所（HWSA）に移動するか、処理又は処分のために現場外に出荷しなければならない。施設の有害廃棄物管理プログラムに従い、リサイクル又はエネルギー回収に使用することが指定された廃棄物（廃油又は不凍液など）は、208リットル（55ガロン）及び1リットル（1クオート）の体積蓄積制限が免除されるが、最初の蓄積開始日から1年以内に最終目的地の施設にオフサイトで輸送されなければならない。

16.4.4 施設は、未知の廃棄物に対処するための手順を備えていなければならない。

16.4.5 パラグラフ 16.6 の容器の使用及び管理に関する全ての基準は、パラグラフ 16.6.2.5 の週1回の検査を除き、HWPに適用される。

16.4.6 パラグラフ 16.11.3.1、パラグラフ 16.11.3.4 及びパラグラフ 16.11.3.5 の提出書類、マニフェスト、及び廃棄物分析・特性評価記録に関する記録保持に係る所要事項は、HWPに適用される。

16.5 有害廃棄物保管場所（HWSA）

施設は、HWSAが以下の基準に準拠していることを確認する必要がある。

16.5.1 設置場所の基準 可能な限り、全てのHWSAは、地震活動、洪水、又はその他の自然現象による放出のリスクを最小化するように配置されなければならない。そのようなリスクに直面する可能性がある場所に設置された施設については、設置された漏出防止及び対応計画がリスクの最小化に対処しなければならない。

16.5.2 HWSAの設計及び運用 HWSAは、火災、爆発、又は人の健康や環境を脅かす可能性のある有害廃棄物もしくは有害廃棄物成分の大気、土壌、地下水、地表水への予期せぬ放出の可能性を最小限にするために、設計、構築、維持、及び運用されなければならない。有害廃棄物は、HWSAにおいて1年を超えて保管してはならない。1ヶ月あたり1,000kg（2,204ポンド）以上の有害廃棄物、又は1ヶ月あたり1kg（2.2ポンド）の急性有害廃棄物を排出させる施設は、90日以内に廃棄物を除去する必要がある。

16.5.3 廃棄物の分析及び検証

16.5.3.1 廃棄物分析計画 HWSA管理者は、サービスを受ける排出者と共同で、廃棄物の分析方法と時期を決定するための計画を策定する。廃棄物分析計画には、特性評価及び検証試験の手順が含まれる。計画には、試験のパ

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

ラメーターとその選択の根拠、分析の頻度、試験方法、及びサンプリング方法を含まなければならない。

16.5.3.2 廃棄物分析記録 HWS Aは、当該HWS Aに保管されている各廃棄物の流れについて、HWPS を有し、保管しなければならない。

16.5.3.3 廃棄物の検証 排出源となる活動は、HWPS 上の受入廃棄物の識別情報をHWS Aの管理者に提供する。廃棄物を受け入れる前に、HWS A管理者は次のことを行う。

16.5.3.3.1 廃棄物を検査し、提供された説明と一致することを確認する。

16.5.3.3.2 HWPS が提供されていない限り、又は利用可能で適切に参照されていない限り、廃棄物が保管のために受け入れられないことを確認する。

16.5.3.3.3 廃棄物を排出するプロセスが変更されたと信じるに足る理由がある場合は、排出者に新しいHWPS を要求する。

16.5.3.3.4 廃棄物分析計画に従って出荷された廃棄物を分析し、付属のマニフェスト又はその他の文書上の廃棄物記述と一致するかどうかを判断する。

16.5.3.3.5 付属の廃棄物記述と一致しない廃棄物は、排出者が正確な記述を提供しない限り、拒否する。

16.5.3.4 廃棄物の識別 HWS A管理者は、未知の廃棄物の受け入れ又は識別のために、適切な計画を策定するものとする。

16.5.4 セキュリティ

16.5.4.1 一般 施設は、HWS A敷地内への人又は家畜の偶発的な侵入を防ぎ、無許可の侵入の可能性を最小限にしなければならない。

16.5.4.2 セキュリティシステムの設計 HWS Aの許容されるセキュリティシステムは、以下のいずれかで構成される。

16.5.4.2.1 HWS Aへの進入を継続的に監視・制御する24時間の監視システム(例:テレビ監視、警備員又はその他の指定された要員による監視)、又は

16.5.4.2.2 HWS Aを完全に囲む人工的又は自然の障壁(適切に修理されたフェンス又は崖と組み合わせられたフェンスなど)と、常に入口を制御する手段(係員、テレビモニター、施錠されたゲート、制御された道路アクセスなど)が組み合わせられていること。

16.5.4.3 必要な標識 「危険:許可されていない人は立ち入らないでください」と書かれた標識を、HWS Aの各入口及びその他の場所に、HWS Aへのどのアプローチからも見えるように十分な数を掲示しなければならない。凡例は、英語と日本語で書かれており、少なくとも7.62メートル(25フィート)の距離から読み取れるものでなければならない。「危険:許可されていない人は立ち入らないでください」以外の表示を持つ既存の標識は、その標識

の表示が、許可された人のみがHWSAへの立ち入りを許可されていること、及び立ち入りが危険であることを示している場合、使用することができる。

16.5.5 必要な通路スペース 通路スペースは、緊急時に要員、防火設備、漏出防止設備、及び除染設備が施設運営のどの区域にも妨げられずに移動できるようにしなければならない。コンテナは、出口をふさいではならない。

16.5.6 必要な機器

16.5.6.1 全てのHWSAは、以下を備えているものとする。

16.5.6.1.1 HWSA要員に即時の緊急指示（音声又は信号）を提供することができる内部通信又は警報システム。

16.5.6.1.2 本質安全防爆仕様の電話（作業現場で直ちに利用可能）、携帯型の双方向ラジオ、又は設置された警備員、消防署、又は緊急対応チームからの緊急支援を呼び出すことが可能な携帯電話などの装置を備えていること。

16.5.6.1.3 携帯用消火器、保管中の材料に適した消火設備（必要に応じて、泡、不活性ガス、ドライケミカルを使用する特別な消火設備を含む）、漏出制御設備、汚染除去設備。

16.5.6.1.4 水ホースの流れ、泡生成機器、自動スプリンクラー、水噴霧システムに供給するのに十分な量と圧力の水。

16.5.6.1.5 保管されている材料に適した、すぐに利用可能な個人用保護具、洗眼器及びシャワー設備。

16.5.6.2 必要に応じて、通信警報システム、防火設備、漏出制御設備、汚染除去設備は、緊急時に適切に動作するよう維持管理されなければならない。

16.5.7 通信又は警報システムへのアクセス

16.5.7.1 危険な廃棄物が注がれたり、混合されたり、あるいはその他の方法で取り扱われる場合は常に、その作業に関与する全ての要員が、直接、あるいは他の人との視覚的又は音声的接触を通じて、内部アラーム又は緊急連絡装置に直ちにアクセスできなければならない。

16.5.7.2 HWSA施設に当直者が一人しかいない場合は、その者は、外部の緊急支援を呼び出すことのできる電話（作業現場で直ちに利用可能）又は携帯型の双方向ラジオなどの装置に、直ちにアクセスできなければならない。

16.5.8 一般的な検査に係る所要事項

16.5.8.1 一般 施設は、HWSAの故障や劣化、操作ミス、環境への有害廃棄物成分の放出や人の健康への脅威の原因となっている、又はその原因となる可能性のある排出物を検査しなければならない。

16.5.8.2 対象となる機器の種類 検査には、有害廃棄物の保管及び取扱いに関与し、環境又は人の健康に対する危険を防止、検出、又は対応する上で重要な、全ての機器及び区域が含まなければならない。これには、全ての容器と容器のある区域、タンクシステムと関連配管、及び全ての監視装置、安全・緊急装置、セキュリティ装置、操作・構造装置（堤防や排水ポンプなど）が含まれる。

16.5.8.3 検査スケジュール 検査は、HWS Aに保管される書面によるスケジュールに従って実施されなければならない。スケジュールには、点検中に探すべき問題の種類（故障や劣化など）を明記する必要がある（例：排水ポンプの作動不良、継手の漏れ、堤防の浸食など）。

16.5.8.4 検査の頻度 容器及び容器保管場所の検査の最低頻度は、パラグラフ 16.6.2.5に記載されている。タンクシステムの検査の最低頻度は、パラグラフ 16.7.4.2に記載されている。これらのパラグラフで対応されていない機器については、検査頻度は、機器の劣化の可能性の割合と、劣化や誤動作、又はオペレーターのミスが検査と検査の間に発見されなかった場合に環境又は人の健康に関わる事故が発生する可能性に基づいて決定されるべきである。荷積みや荷降ろしの場所など、漏出の可能性のある場所は、使用中は毎日点検しなければならない。

16.5.8.5 検査で明らかになった問題の是正 検査によって機器や構造の劣化や故障が明らかになった場合、施設は、環境や人体への危険を防ぐために、その欠陥を適時に是正しなければならない。ハザードが差し迫っている場合や既に発生している場合は、直ちに対策を講じなければならない。

16.5.8.6 検査記録の維持 施設は、検査を検査ログ又はサマリーに記録し、その記録を検査の日から少なくとも3年間保存しなければならない。これらの記録には、検査の日付と時間、検査員の名前、観察事項の記述、修理又はその他の改善措置の日付と内容が含まれていなければならない。

16.5.9 保管方法

16.5.9.1 混合不可廃棄物 発火性、反応性、又は混合不可な廃棄物は、人の健康や環境を脅かさないように保管しなければならない。混合不可廃棄物の不適切な保管による危険には、高熱の発生、火災、爆発、及び有毒ガスの発生が含まれる。

16.5.9.2 発火性又は反応性の廃棄物 HWS A管理者は、発火性又は反応性の廃棄物の偶発的な発火又は反応を防ぐための予防措置を講じなければならない。

16.5.9.2.1 この廃棄物は、裸火、喫煙、切断及び溶接、高温の表面、摩擦熱、火花（静電的、電氣的、又は機械的）、自然発火（熱を発する化学反応など）及び放射熱を含む（ただしこれらに限定されない）発火又は反応の原因から、分離及び保護されなければならない。

16.5.9.2.2 発火性又は反応性の廃棄物が取り扱われている間、HWS A職員は、喫煙及び裸火を特別に指定された場所に限定しなければならない。”発火性又は反応性廃棄物による危険がある場所には、「禁煙」の標識又は適切な「禁煙」のアイコンを付した標識を目立つように設置しなければならない。日本語を話す人の出入りが予想される場所では、「禁煙」の表示は英語及び日本語で書かれていなければならない。

16.5.9.2.3 水分反応性廃棄物は、可燃性及び燃焼性の液体と同じ区域に保管することはできない。

16.5.10 閉鎖及び閉鎖計画

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

16.5.10.1 閉鎖計画 施設は、新規及び既存の全てのHWSAに対して閉鎖計画を作成しなければならない。新しいHWSAの閉鎖計画は、HWSAが開設される前に作成しなければならない。閉鎖計画は、HWSAの閉鎖の決定と同時に実施される。閉鎖計画には、有害廃棄物の貯蔵容量の推定値、全ての廃棄物残留物を除去又は除染するために取るべき手順、及び閉鎖予定日の推定値を含まなければならない。

16.5.10.2 閉鎖 HWSAを閉鎖する決定がなされた場合には、閉鎖計画を実施しなければならない。閉鎖は以下のように行うものとする。

16.5.10.2.1 将来の維持管理の必要性や、将来の有害廃棄物の放出の可能性を排除又は最小化する方法。

16.5.10.2.2 残存する容器、ライナー、ベースを含む封じ込めシステムからの、全ての有害廃棄物及び有害廃棄物残余物の除去を含む、閉鎖計画に従う。

16.6 容器の使用と管理

施設は、有害廃棄物容器が以下の基準に準拠していることを確認しなければならない。

16.6.1 容器の取扱いと保管

16.6.1.1 有害廃棄物を収納する容器は、重度のさび、膨らみ、構造上の欠陥のない、良好な状態のものでなければならない。

16.6.1.2 オーバーパック容器を含め、有害廃棄物の保管に使用される容器は、保管されている材料と混合可能なものでなければならない。

16.6.2 容器の管理

16.6.2.1 有害廃棄物を保管する容器は、廃棄物を追加又は除去する必要がある場合を除き、保管中は常に閉じていなければならない。

16.6.2.2 有害廃棄物を保管する容器は、容器を破裂させたり、漏出させたりする可能性のある方法で、開封、取扱い、保管してはならない。

16.6.2.3 可燃性液体の容器は、可燃性液体をある容器から別の容器に移す際には、接地しなければならない。

16.6.2.4 有害廃棄物を収納する容器には、在日米軍有害廃棄物ラベルを貼付するものとする。在日米軍による有害物質ラベルの表示は附属書16Bのラベリング必要事項を満たす。

16.6.2.5 容器が保管されているHWSAは、容器の漏れや劣化、また腐食やその他の要因による封じ込めシステムの劣化がないか、毎週検査するものとする。二次封じ込めシステムは、欠陥がないか検査し、蓄積した放出物や滞留した雨水を空にしなければならない。

16.6.3 二次封じ込めシステム 容器を有するHWAP及びHWSAは、以下の基準を満たす二次封じ込めシステムを有すること。

16.6.3.1 回収された物質が検出され除去されるまで、漏洩、漏出、及び蓄積された降雨を封じ込めるために、十分に不浸透性でなければならない。

16.6.3.2 保管されている容器の容積の10%、又は最大の容器の容積のいずれか大きい方を含む、十分な容量を有すること。

16.6.3.3 自由液体を含まない廃棄物のみを収納する容器を有するHWA P及びHWS Aは、パラグラフ16.6.3.1及びパラグラフ16.6.3.2に記載の封じ込めシステムを備える必要はない。

16.6.3.3.1 区域は傾斜しているか、又は沈殿物から生じる液体を排水・除去するようにその他の方法で設計・運営されている、又は

16.6.3.3.2 容器は高台に置かれているか、あるいは蓄積した液体との接触から保護されているものとする。

16.6.3.4 こぼれたり漏れたりした廃棄物や蓄積された降水は、収集システムのオーバーフローを防ぐために必要なタイミングで、排水槽又は収集区域から除去されなければならない。二次封じ込め区域に捕獲された雨水は、放出前に検査又は試験を行うものとする。検査又は試験は、容器内の有害廃棄物による汚染を合理的に検出できるものでなければならない。汚染された水は、別段の決定がなされるまで、有害廃棄物として扱われなければならない。

16.6.4 混合不可廃棄物

16.6.4.1 混合不可の廃棄物及び材料は、同じ容器に入れてはならない。

16.6.4.2 危険な廃棄物は、以前に混合不可廃棄物又は材料を入れていた未洗浄の容器に入れてはならない。

16.6.4.3 他の容器、杭、開放型タンク、地表貯水池で近くに保管されている廃棄物やその他の材料と混合不可の有害廃棄物を保管する貯蔵容器は、他の材料から分離するか、又は堤防、汀線、壁、その他の装置によってそれらから保護しなければならない。

16.6.5 発火性又は反応性の廃棄物 発火性又は反応性の廃棄物を収納する容器を保管する区域は、施設の境界線から少なくとも15メートル[50フィート]内に設置しなければならない。

16.6.6 容器内の有害廃棄物の残留物 全ての容器は、廃棄される前に有害廃棄物の残留物を空にしなければならない。有害廃棄物の残留物は、有害廃棄物として管理されなければならない。空の容器は、通常の固形廃棄物として廃棄することができる。容器は、通常の作業（例えば、注ぐ、汲むなど）で取り除ける全ての廃棄物を取り除かれたとき、及び容器が以下を保持しているときに空とみなされる

16.6.6.1 有害廃棄物、全ての廃棄物が除去され、2.5cm[1インチ]以上の残留物がない場合、又は容器が450リットル[119ガロン]以下の場合、容器の総容量の3重量パーセント以上の残留物がない場合、又は容器が450リットル[119ガロン]を超える場合は、容器の総容量の0.3重量パーセント以上の残留物がない場合、容器は空と見なされる。

16.6.6.2 急性有害廃棄物。容器又は内側ライナーが、急性有害廃棄物を除去できる溶剤を用いて3回洗浄されているか、又は科学文献や、排出者が実

施した試験により、同等の除去が可能であることが示されているその他の方法で洗浄されている場合。ライナー付きの容器は、ライナーが急性有害廃棄物と容器の接触を防いでいる場合、ライナーが取り外された時点で空となる。

16.6.6.3 圧縮ガス有害廃棄物、容器内の圧力が大気圧に近づいたとき。圧縮ガス・シリンダーは、DLA命令4145.25「液化及びガス化圧縮ガスの貯蔵及び取扱いならびにその満杯及び空の容器」に従って管理するものとする。

16.7 タンクシステム

施設は、有害廃棄物の処理又は貯蔵に使用される全てのタンク（地下貯蔵タンクを含む）が、以下の基準に準拠していることを確認しなければならない。石油、油、潤滑油及び危険物質を含む地下貯蔵タンクを扱う基準については、JEGS第12章を参照のこと。有害廃棄物の貯蔵又は処理に使用されるタンクシステムで、自由液体を含まず、不透水性の床を持つ建物内に設置されているものは、16.7.3の二次封じ込めに係る所要事項が免除される。有害廃棄物の放出を収集又は封じ込めるための二次封じ込めシステムの一部として機能するサンプルを含むタンクシステムは、パラグラフ16.7.3の所要事項から免除される。

16.7.1 既存のタンクシステムの完全性評価 16.7.3の所要事項を満たす二次封じ込めを持たない既存の各タンクシステムについて、施設は毎年、タンクシステムが漏洩しているか、使用に適しているかを判断しなければならない。施設は、権限のある機関によって審査・認証された、タンクシステムの完全性に関する評価書を入手し、HWSAに保管しなければならない。

16.7.2 新しいタンクシステム又はシステムコンポーネントの設計及び設置 新しいタンクシステム又はシステムコンポーネントを設置するHWSAの管理者は、タンクシステムが十分な構造的完全性を持ち、有害廃棄物の保管・処理に適していることを証明する、米国の認可を受けた専門技術者が審査・認証した書面による評価を取得しなければならない。この評価書は、基礎、構造支持部、継ぎ目、接続部、圧力制御（該当する場合）が適切に設計されており、タンクシステムが崩壊、破裂、故障しないように十分な構造強度、保管又は処理される廃棄物との適合性、及び腐食防止を有していることを示さなければならない。

16.7.3 放出物の封じ込め及び検知 タンクシステムからの有害廃棄物又は有害成分の環境への放出を防止するため、施設は以下のようにしなければならない。

16.7.3.1 有害廃棄物を貯蔵する全ての新規及び既存のタンクシステム又はコンポーネントに対し、ライナー（タンクの外部）、保管庫、二重壁タンク、又は同等の装置を含む二次封じ込めを提供する。

16.7.3.2 タンクシステムの使用中に、廃棄物や蓄積された液体がシステムから土壌、地下水、地表水に移動することを防ぐため、二次封じ込めを設計、設置、運用する。

16.7.3.3 タンクシステムに設置される廃棄物と適合性があり、圧力勾配（静水頭と外部の水文学的力を含む）、廃棄物との物理的接触、気候条件、日常

操作のストレス（近隣の車両通行によるストレスを含む）による破損を防ぐのに十分な強度と厚さを持つ材料で、二次格納容器を構築するか、それを敷く。

16.7.3.4 二次格納容器は、システムへの支持、システム上下の圧力勾配への抵抗、及び沈下、圧縮、隆起による破損の防止が可能な基礎又はベースの上に設置するものとする。

16.7.3.5 第一次又は第二次封じ込め構造の破損、又は第二次封じ込めシステム内での有害廃棄物の放出や蓄積された液体の存在を、24時間以内、又は実行可能な最も早い時点で検知するよう設計・運用されている、漏出検知システムを提供する。

16.7.3.6 漏れ、こぼれ、又は降雨から生じる液体を排出・除去するため、二次封じ込めシステムを傾斜させるか、その他の方法で設計・運用する。こぼれたり漏れたりした廃棄物や蓄積された沈殿物は、人の健康や環境への害を防ぐため、24時間以内に、又は可能な限りタイムリーに、二次封じ込めシステムから除去されなければならない。

16.7.4 操作と検査

16.7.4.1 有害廃棄物又は処理試薬は、タンク、その付属機器、又は封じ込めシステムの破裂、漏出、腐食、その他の故障の原因となる可能性がある場合、タンクシステムに入れてはならない。

16.7.4.2 施設は、少なくとも各操業日に一度、検査と記録を行うものとする。

16.7.4.2.1 タンクシステムの地上部分がある場合は、腐食や廃棄物の放出を検知するために、これを検査し記録する。

16.7.4.2.2 タンクシステムがその設計に従って運用されていることを確認するため、モニタリング及び漏出検出機器（圧力又は温度ゲージ、モニタリング用井戸など）から収集したデータ。

16.7.4.2.3 二次封じ込めシステム（堤防など）を含む、タンクシステムの外部アクセス可能な部分のすぐ周辺にある建設資材や地域で、侵食や有害廃棄物の放出の兆候（湿った場所、枯れた植物など）を検出する。

16.7.4.3 施設は、陰極保護システムが適切に機能していることを確認するため、検査を行うものとする。陰極保護システムの適切な動作を確認するものとする。最初の設置から6ヶ月以内に、その後は毎年1回確認すること。全ての印加電流源は、必要に応じて検査又は試験を行うか、少なくとも隔月に行わなければならない。設置管理者は、HWSAの運転記録に検査を記録しなければならない。

16.7.5 漏洩又は漏出への対応 漏洩や漏出が発生した、又は使用に適さないタンクシステムや二次封じ込めシステムは、使用を中止し、直ちに修理又は閉鎖しなければならない。漏出はJEGS第13章に従って対処しなければならない。施設は直ちに以下を行わなければならない。

16.7.5.1 タンクシステム又は二次封じ込めシステムへの危険な廃棄物の流れを止め、放出の原因を判断するためシステムを検査する。

16.7.5.2 解放の検査を行い、その検査に基づいて、以下を行う。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

16.7.5.2.1 土壌又は地表水への漏洩又は漏出のさらなる移行を防ぐ。

16.7.5.2.2 汚染された土壌又は地表水を除去し、適切に処分する。

16.7.5.2.3 可能な最大限の範囲で遊離製品を除去する。

16.7.5.2.4 地下構造内の蒸気又は遊離製品がもたらす追加の火災及び安全性の危険性について、モニタリングと緩和を継続する。

16.7.5.3 必要な通知と報告を行う。

16.7.6 閉鎖 タンクシステムの閉鎖時には、施設は有害廃棄物の残留物、汚染された封じ込めシステムの構成部品(ライナーなど)、実行可能な範囲での汚染された土壌、及び構造と設備を除去又は除染しなければならない。

16.8 廃油、バッテリー、不凍液、及び拭取材の管理

施設は、廃油、バッテリー、不凍液、拭取材が以下の基準に従って管理され、廃棄されることを保証しなければならない。

16.8.1 エネルギー回収を目的とした廃油の燃焼 使用済み油燃料は、以下の装置でのみ燃焼させることができる。

16.8.1.1 工業炉。

16.8.1.2 以下のように識別されるボイラー。

16.8.1.2.1 機械的又は化学的プロセスにより、物質が新製品(製品の構成部分を含む)に変換される製造プロセスに従事する施設の敷地内に設置された工業用ボイラー。

16.8.1.2.2 電力、蒸気、加熱又は冷却された空気、又はその他のガスや流体を生産するために使用される実用的なボイラー。

16.8.1.2.3 以下の条件を満たす、使用済み石油燃焼スペースヒーター。

16.8.1.2.3.1 ヒーターは施設が排出する廃油のみを燃焼する。

16.8.1.2.3.2 ヒーターは、最大容量が527.5キロジュール[1時間あたり0.5百万英熱量単位]以下となるよう設計されている。

16.8.1.2.3.3 ヒーターからの燃焼ガスは、周囲の空気に適切に排出される。

16.8.2 埃の抑制又は道路処理の禁止 施設では、使用済みのオイル、有害廃棄物、又は有害廃棄物に汚染された使用済みのオイルを、粉塵抑制や道路処理に使用してはならない。

16.8.3 バッテリーの廃棄 施設では、可能な限り全てのバッテリーをリサイクルすること。施設は、適格リサイクルプログラム(QRP)を通じて商品として販売される場合を除き、リサイクルされるべき鉛蓄電池を、施設外に輸送する際にJEGS第15章に従って産業廃棄物として管理する。リサイクルされないバッテリーは、パラグラフ16.3に従って有害でないと判断された場合、固形廃棄物として管理することができる。

16.8.4 不凍液の廃棄 施設では、可能な限り全ての不凍液をリサイクルすることが望ましい。リサイクルされない不凍液は、パラグラフ 16.3 に従って有害でないと判断された場合、固形廃棄物として管理することができる。

16.8.5 使用済拭取材の管理 使用済拭取材は、パラグラフ 16.3. に従って特徴付けられ、それに従って管理されなければならない。溶剤で汚染された拭取材は、以下のように管理することができる。

16.8.5.1 溶剤で汚染された拭取材は、工業用ランドリーやドライクリーニングに送られて再使用されるが、全ての遊離液が除去され、“再使用可能な拭取材”とラベル付けされた、密閉された漏れない容器に保管されている場合は、有害廃棄物ではない。溶剤に汚染された拭取材は、クリーニングに出される前に、各容器の蓄積開始日から最大180日間蓄積することができる。

16.8.5.2 使い捨ての溶剤汚染拭取材（トリクロロエチレンを含むものを除く）は、全ての遊離液が取り除かれ、「使い捨て拭取材」とラベル付けされた、密閉された水漏れしない容器に保管されている場合、有害廃棄物ではない。溶剤に汚染された拭取材は、廃棄に回される前に、各容器の蓄積開始日から最長180日間蓄積することができる。

16.8.5.3 パラグラフ 16.8.5.1 及び 16.8.5.2 の条件は、溶媒に汚染された拭取材自体にのみ適用される。溶剤で汚染された拭き取り材から除去された自由液体を除去した後も、本章の適用要件に従って管理されなければならない。

16.9 有害廃棄物の処理

施設では、有害廃棄物が以下の基準に従って廃棄されることを保証しなければならない。

16.9.1 DLA処分サービスによる廃棄 全ての国防省の有害廃棄物は、以下の場合を除き、DLA 処分サービスを通じて処分されなければならない。

16.9.1.1 有害廃棄物処理にDLA処分サービスを使用しない決定は、国防省規則 4160. 21 第4巻「国防資材廃棄：有害物及びその他特別取扱物に関する指示書」に従って、施設の任務を最もよく達成するために行うことができる。

16.9.1.2 決定は、廃棄物が日本で処分される場合、パラグラフ 16.9.2 の基準が満たされており、施設の契約及び処分基準が少なくともDLA処分サービスで使用されるものと同程度に保護されていることを保証するために、国防省構成機関の指揮系統の同意を得なければならない。

16.9.1.3 決定は国防省構成機関のガイドラインに従って文書化されなければならない。

16.9.2 廃棄場所 国防省構成機関は、国防省の活動によって発生し、米国の法律又は適用される日本の基準のいずれかで危険とみなされる危険な廃棄物が、本マニュアルに準拠し、適用される国際約束に則って処分されない限り、日本で処分されないようにしなければならない。処分権限を付与する国際約束がない場合、国防省構成機関は、日本の適切な当局から同意を得なければならない。米国は、本マニュアル又は適用される国際約束に従って有害廃棄物が処分された後は、その有害廃棄物に対する継続的な責任を負わない。実行可能な

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

最大限の範囲で、国防省構成機関は、廃棄物に対する将来の責任を保持しないように、あるいは廃棄物の所有権を示すマークやその他の表示を契約上保持しないように、有害廃棄物を処分する。

処分する。

16.9.2.1 パラグラフ 16.9.2 の所要事項を満たすことができない場合、国防省構成機関は、米国内又は適用条件が満たされる他の外国で有害廃棄物を処分する。

16.9.2.2 特定の国防省が排出した有害廃棄物を日本で処分することができるかどうかの決定は、環境司令官が、戦闘指揮官、DLA長官、他の関連する国防省の責任者、及び米国外交団の長と連携して行う。パラグラフ 16.9.3.5 に基づき、環境司令官が決定する。

16.9.3 廃棄手続き

16.9.3.1 輸送前 有害廃棄物を日本の公道及び高速道路上の商業輸送手段で輸送する場合、有害廃棄物排出者は、適用される日本の輸送規則を遵守して、設置外の有害廃棄物の出荷を準備する。所要事項には、プラカード、マーキング、容器詰め及びラベリングが含まれる。国際輸送用に指定された有害廃棄物は、適用される国際規則に従って準備される。日本の規制がない場合は、国際基準が使用される。

16.9.3.2 輸送 日本の公道及び高速道路で軍用車両を使用して有害廃棄物を輸送する場合、排出者は、国防運輸規則 4500.9-R のパート I、II、III、及び IV、適用される国際約束、及び日本の運輸規則への準拠を確保する。日本の国防省施設の外では、車両のプラカードは禁止されている。

16.9.3.3 マニフェスト 施設から搬出される全ての有害廃棄物には、マニフェストを添付し、原産地から最終処分までの完全な監査証跡を確保する必要がある。産業廃棄物マニフェストは、目的地が日本の施設である場合に使用しなければならない。このマニフェストには以下が含まなければならない。

16.9.3.3.1 排出者の名前、署名、住所、及び電話番号。

16.9.3.3.2 排出者の固有の識別番号。

16.9.3.3.3 運送業者の名前、住所、電話番号。

16.9.3.3.4 宛先の名前、住所、電話番号。

16.9.3.3.5 廃棄物の説明（表 16.1 から 16.4 の HW 番号、表 16.6 及び 16.7 の JEGS HW 番号を含む。）

16.9.3.3.6 廃棄物の総量。

16.9.3.3.7 出荷の日付。

16.9.3.3.8 受け取りの日付。

16.9.3.3.9 梱包

16.9.3.4 ラベリング 排出事業者は、付属書 16B の要件に従って有害廃棄物のラベル付けを行う

16.9.3.5 監査受検 排出者は、有害廃棄物の発生時点から廃棄までの監査受検を継続しなければならない。

16.9.3.5.1 DLA処分サービスを利用する排出者は、DLA処分サービスが廃棄物の責任を負うことになった時点での受領も含め、DLA処分サービスが廃棄物を最初に受領した時点からの記録を維持する。DLAは、最終処分後に最終マニフェストのコピーを提供しなければならない。異なる固有識別番号を持つ国防省構成機関の有害廃棄物管理又は処分プログラムを利用する排出者は、受領側構成機関からの文書を維持しなければならない。受入側の構成機関は、その後の廃棄物の保管、移送及び処分の責任を負う。

16.9.3.5.2 DLAが特定の施設で処分サービスを提供しない場合、DLA処分サービスシステムの外で有害廃棄物の処分を希望する排出者は、発生時点から最終処分地までの監査証跡を提供しなければならない。

16.9.3.6 日本における処分

16.9.3.6.1 国防省訓令4715.05「米国外の施設における環境コンプライアンス」の同封物3の paragraph 5.cの所要事項を満たすことに加えて、以下を行う。環境司令官は、有害廃棄物が日本で処分できるかどうかを判断するために、制定・施行されている日本のプログラムで採用されている処理・封じ込め技術の手段が、人の健康や環境に対する当該廃棄物の危険性を効果的に軽減するものであるかどうかを検討しなければならない。環境司令官は、日本のプログラムに以下が含まれているかどうかを検討しなければならない。

16.9.3.6.1.1 最終目的地までの有害廃棄物の移動を追跡するための、効果的なシステム。

16.9.3.6.1.2 有害廃棄物の収集、輸送、保管、処理、処分に従事する者に認可又は許可を与えるための効果的なシステム。

16.9.3.6.1.3 有害廃棄物の処理と処分に使用できる方法に関する適切な基準と制限。

16.9.3.6.1.4 火災、爆発、又は大気、土壌、地表、地下水への有害廃棄物やその成分の予期せぬ放出や移動の可能性を最小限に抑えるための基準。

16.9.3.6.2 環境司令官はまた、日本の規制制度への依存又は処分契約の条項によって、以下のことを納得しなければならない。

16.9.3.6.2.1 廃棄物管理プロセスにおける人と施設が、適切なレベルの訓練と信頼性を実証している。

16.9.3.6.2.2 効果的な検査、モニタリング、記録保持が行われている。

16.9.3.6.2.3 国防省の廃棄物を保管、処理又は処分する日本の施設は、適切な国防省当局により、規制に係る所要事項に準拠していると評価、承認されている。この評価と承認は、取り扱われる有害廃棄物に対する有効な許可証又は日本の同等物を有することからなる場合がある。

16.9.3.6.3 有害廃棄物の排出者は、輸送業者が処分施設と下請け契約を結ぶことを要求する認可された輸送業者と契約することを禁止する。有害廃棄物排出者は、有害廃棄物の輸送と廃棄の両方を認可された単一の請負業者と

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

契約するか、認可された輸送請負業者及び認可された有害廃棄物処理施設と別々に契約しなければならない。

16.9.3.6.4 船舶から陸上へ、又は航空機から港への有害廃棄物輸送の基準は、日本以外の国を起源とする有害廃棄物を日本での処分のために受け入れないというものである。ただし、以下の例外がある：沖縄及び日本本土から離れた場所で活動／訓練を行う部隊で、配備中に発生した有害廃棄物を受け取るDLA処分サービスがない場合は、有害廃棄物を沖縄／日本に返送し、本章に従って適切に処分することができるようにする。

16.9.3.6.5 国防省が排出した有害廃棄物を保管、処理、又は処分する日本の施設は、日本国政府の規制に係る所要事項に準拠していることを、適切な日本政府当局（又はその正式に指定された代理人）が評価及び承認しなければならない。この評価と承認は、取り扱われる有害廃棄物に対する有効な許可証又は日本国政府（又はその正式に指定された代表者）の同等物を持つことで構成される場合がある。

16.9.3.6.6 特別管理廃棄物類（SCGW及びSCIW）は、収集又は輸送中に他の有害廃棄物と混在してはならない。

16.9.3.7 リサイクルと再利用 危険な廃棄物は、実用的な範囲で最大限にリサイクル又は再利用されなければならない。施設では、健康や環境へのリスクを最小限にするために、リサイクルや再利用を目的とした有害廃棄物を安全に保管しなければならない。

16.9.3.8 最終処分 施設では、有害廃棄物を施設の最終処分場で処分してはならない。DLA処分サービスは、以下の条件を満たしている適格な最終処分場を通じて有害廃棄物を処分することができる。

16.9.3.8.1 氾濫原、湿地帯、帯水層、地震地帯、その他の不安定な地域に関する場所の制限。

16.9.3.8.2 廃棄物が埋立地から隣接する地下の土壌や地下水、地表水に移動するのを防ぐために設計、構築、設置されたライナーを有すること。ライナーシステムは以下を含むものとする。

16.9.3.8.2.1 廃棄物の埋立地外への移動を防ぐ材料（例えば、ジオメンブレン）で設計・構築されたトップライナー。

有害成分のライナーへの移行を防ぐ材料（地膜など）で設計・構築されたトップライナー。

16.9.3.8.2.2 少なくとも二つのコンポーネントからなる複合底部ライナー。上部コンポーネントは、有害成分のライナーへの移行を防止する材料（例：地膜）で設計・構築されていること。

上側の構成要素は、この構成要素への有害成分の移行を防止する材料（地膜など）で設計・構築されていなければならない。下部コンポーネントは、上部コンポーネントに裂け目が生じた場合に、有害成分の移動を最小限に抑えるような材料で設計・構築されていなければならない。下部の構成要素は、少なくとも91cm（3フィート）の圧縮された土壌材料で構成されていなければならない。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

ず、その透水性は 1×10^{-7} cm/秒 (3.94×10^{-8} インチ/秒) 以下でなければならない。

16.9.3.8.3 ライナーのすぐ上にある浸出水の収集及び除去システム。

埋立地からの浸出水を収集し除去するために設計、構築、維持、運用される、ライナー直上の浸出水収集除去システム。

埋立地から浸出水を集めて除去するように設計、構築、維持、運用されるライナー直上の浸出水収集除去システム。設計と操業条件は、ライナー上の浸出水の深さが30 cm [1 フィート] を超えないようにするものとする。

16.9.3.8.4 ライナー間の浸出水回収・除去システム、及び複数の浸出水回収・除去システムの場合は底部複合ライナーの直上の浸出水回収・除去システムも、漏洩検知システムである。この漏水検知システムは、廃棄物又は浸出水に曝される可能性のある上部ライナーの全ての領域を通じて、危険な成分の漏水を最も早い時期に検知し、収集し、除去することができなければならない。本項の漏水検知システムに係る所要事項は、最低限以下のシステムを設置することで満たされる。

16.9.3.8.4.1 1%以上の底面傾斜で構築されている。

16.9.3.8.4.2 誘導率が 1×10^{-2} cm/秒 (3.94×10^{-3} インチ/秒) 以上で、厚さが30.5 cm (12 インチ) 以上の粒状排水材で構築されている。30.5 cm [12 インチ] 以上の厚さを持つ粒状排水材、又は透過率が毎秒 3×10^{-5} 平方メートル [毎秒 3.2×10^{-4} 平方フィート] 以上の合成又はジオネット排水材で構築されていること。

16.9.3.8.4.3 埋立地で管理される廃棄物及び排出が予想される浸出水に対して化学的耐性があり、上にある廃棄物、廃棄物カバー材、埋立地で使用される機器が及ぼす圧力下での崩壊を防ぐのに十分な強度と厚みのある材料で構築されている。

16.9.3.8.4.4 目詰まりを最小限に抑えるよう設計・運用されている。

16.9.3.8.4.5 サンプから液体を集めて除去し、液体が排水層に逆流するのを防ぐのに十分な大きさの、サンプと液体除去手段(ポンプなど)で構築されている。

16.9.3.8.5 施設の基礎となる帯水層の水質に対する施設の影響を決定できる、地下水モニタリングプログラムを有する。

16.9.3.9 地下注入用井戸 施設では、地下注入によって有害廃棄物を処分してはならない。

16.9.4 焼却炉 本項は、有害廃棄物を焼却する焼却炉だけでなく、あらゆるリサイクル目的で有害廃棄物を焼却するボイラーや工業炉にも適用される。

16.9.4.1 有害廃棄物を処理するために使用される焼却炉は、適切な政府機関によってライセンス又は許可されているか、環境司令官によって承認されていなければならない。このライセンス、許可、又は承認は、パラグラフ 16.9.2.2 に記載の基準に準拠しなければならない。

16.9.4.2 有害廃棄物の焼却のためのライセンス、許可証、又は環境司令官の承認は、焼却炉が適切な機器を含めて設計されていることと、管理慣行に従って運転されていることを要求する。必要とされる管理慣行には、有害成分を効果的に破壊し、有害な排出物を制御するための適切な燃焼温度、廃棄物供給速度、燃焼ガス速度、及びその他の関連仕様が含まれる。焼却炉がパラグラフ 16.9.4.2.1 又は 16.9.4.2.2 のいずれかに記載された基準を達成することを必要とする許可又は承認スキームは許容される。

16.9.4.2.1 焼却炉は、各廃棄物又は廃棄物の混合物中の、焼却が最も困難な有機有害成分に対して、99.99%の破壊・除去効率を達成する。焼却炉は、スタック排気ガス中の一酸化炭素を最小限に抑え、粒子状物質の排出を最小限に抑え、1時間あたり1.8kg [4ポンド]以下の塩化水素を排出しないこと。

16.9.4.2.2 焼却炉は、ライセンス、許可証、又は環境司令官の承認を得る条件として、焼却される各廃棄物又は廃棄物の混合物に含まれる、焼却が最も困難となる有機有害成分を効果的に破壊する能力を実証している。例えば、この基準は、焼却炉に試験焼却の実施、廃棄物供給分析の提出、施設の詳細な技術的説明の提供を要求することで満たすことができる。適切なGOJ当局又は環境司令官は、提供された情報を用いて、焼却炉が燃焼される各廃棄物の主要な有機有害成分を効果的に破壊すると結論づける。

16.9.5 処理 処理技術は、廃棄物の体積又は有害性を低減するために使用することができる。パラグラフ 16A.1 に基づき有害と分類された廃棄物は、本項に記載された処理の後、有害な特性を示さなくなった場合、固形廃棄物として処分することができる。付属書 16A の他の項に基づき有害と分類された廃棄物の処理残渣は、処分に関する基準を含め、本マニュアルの基準に基づき、引き続き有害廃棄物として管理される。パラグラフ 16.9.5.1 から 16.9.5.5 に記載されている処理技術は、廃棄物処理施設の適合性を判断するためのベースライン処理・処分技術として提供されている。これらの技術は、環境司令官との協議なしに実施すべきではない。

16.9.5.1 有機物

16.9.5.1.1 焼却 パラグラフ 16.9.4.1 の所要事項に従った焼却。

16.9.5.1.2 燃料の代替 有害成分の破壊が少なくとも焼却と同程度の効率であり、有害排出物が焼却によって生じるものよりも大きくなならないようにユニットが運転される場合の燃料代替。

16.9.5.1.3 生分解 廃棄物は微生物の働きによって分解される。そのようなユニットは、代表的な化合物又は指標パラメーター（例：全有機炭素）の濃度が大幅に低下するよう、好氣的又は嫌氣的な条件で運用される。生分解が必要なレベルと処理時間は、生分解される有害廃棄物によって異なる。

16.9.5.1.4 回収 廃棄物は有機化合物を回収するために処理される。これは、蒸留、薄膜蒸発、蒸気ストリッピング、炭素吸着、臨界流体抽出、液体抽出、沈殿と結晶化、又は上記技術の一つと併用されるデカンテーション、ろ過、遠心分離などの相分離技術のうち、一つ又は複数の技術を用いて行われるが、これに限定されない。

16.9.5.1.5 化学的分解 廃棄物は、有害成分を破壊し、有害な排出を抑制するような方法で、化学的に分解される。

16.9.5.2 重金属

16.9.5.2.1 安定化又は固定化 廃棄物は、可溶性の重金属が酸化又は還元により固定されるような方法で処理されるか、又は埋立て環境で金属が不動になるような他の方法で処理される。

16.9.5.2.2 回収 廃棄物は、熱処理、沈殿、交換、炭素吸収又は残留物中に非危険レベルの重金属をもたらすその他の技術により、金属分を回収するために処理される。

16.9.5.3 反応物 パラグラフ 16A.1.3 で定義された反応性の特性を示さなくなるように、材料の化学的又は物理的組成を変更するあらゆる処理。

16.9.5.4 腐食性物質 パラグラフ 16A.1.2 に定義される腐食性廃棄物は、pH値が6.0から9.0の間になるように中和される。その他の許容される処理には、回収、焼却、化学的又は電解的酸化、化学的還元、又は安定化が含まれる。

16.9.5.5 バッテリー 水銀、ニッケル・カドミウム、リチウム、鉛蓄電池は、必要に応じて重金属を安定化、固定又は回収するためにパラグラフ 16.9.5.2.1 又は 16.9.5.2.2 に従って処理され、廃棄前に腐食性物質を中和するために 16.9.5.4 に従って処理されるものとする。

16.9.6 発生時点での処理 有害廃棄物の国防省の排出者は、発生時点での基本的な中和のみを行うことができる。有害廃棄物のその他の処理は許可されない。

16.10 漏出防止及び対応計画

16.10.1 各施設は、JEGS第13章に従って、有害廃棄物の漏出及び放出を抑制し、浄化するための計画と行動を記述した、緊急時対応計画を含む漏出防止及び対応計画を持たなければならない。

16.10.2 施設の漏出防止及び対応計画は、各HWSA及びHWAPに対処するものとする。各HWSAは、本計画の最新版を維持しなければならない。各HWAPは、少なくとも、その施設及び運営に関連した計画の一部を維持しなければならない。

16.11 記録保持に係る所要事項

施設は、以下の記録を確実に維持しなければならない。

16.11.1 HWSAs パラグラフ 16.11.3.1～16.11.3.5 で特定された全ての記録を維持する。

16.11.2 HWAPs パラグラフ 16.11.3.1、16.11.3.4 及び 16.11.3.5 で特定された記録を維持すること。

16.11.3 記録

16.11.3.1 提出文書 提出文書は5年間維持しなければならない。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

16.11.3.2 有害廃棄物ログ 取り扱った全ての有害廃棄物を記録するために、ハードコピー又は電子的な有害廃棄物ログがHWSAで維持される。有害廃棄物ログは、火災や漏出の際に緊急要員が利用できるようにする。ログは、施設の閉鎖まで維持され、以下の内容で構成されるものとする。

16.11.3.2.1 排出源の名前と住所。

16.11.3.2.2 有害廃棄物の説明とハザードクラス。

16.11.3.2.3 容器の数と種類。

16.11.3.2.4 有害廃棄物の数量。

16.11.3.2.5 保管日。

16.11.3.2.6 保管場所。

16.11.3.2.7 受領日、封印日、輸送日、使用した輸送業者などの処分データ。

16.11.3.3 検査記録 検査の記録は3年間維持されるものとする。

16.11.3.4 マニフェスト 有害廃棄物の入出庫のマニフェストは、5年間保持される。

16.11.3.5 廃棄物の分析及び特性の記録 HWPならびにその他の廃棄物分析及び特性評価の記録は、HWSAの閉鎖後5年間保持されなければならない。

附属書 16 A : 有害廃棄物の特性並びに有害廃棄物及び有害物質のリスト

16A.1 有害廃棄物の特性

16A.1.1 発火性

16A.1.1.1 固形廃棄物は、その代表的なサンプルが以下のいずれかの特性を有する場合、発火性の特性を示す。

16A.1.1.1.1 体積で24パーセント未満のアルコールを含む水溶液以外の液体で、引火点が摂氏70度(°C) [華氏158度(°F)]未満であり、以下によって決められる。

16A.1.1.1.1.1 米国材料試験協会基準D-93-80又はD-93-80に規定された試験方法を用いるペンスキー - マルテンス密閉式カップ試験器；

16A.1.1.1.1.2 米国材料試験協会基準D-3278-78に規定された試験方法を用いるセタフラッシュ密閉式カップ試験器；又は

16A.1.1.1.1.3 同等の試験方法。

16A.1.1.1.2 液体ではなく、標準的な温度と圧力の下で、摩擦、水分の吸収又は自発的な化学変化によって火災を引き起こす可能性があり、点火されると非常に激しくかつ持続的に燃えるため、危険性をもたらすもの。

16A.1.1.1.3 適切な試験方法によって決定された、発火性の圧縮ガス。

16A.1.1.1.4 酸化剤。

16A.1.1.2 着火性の特性を示す固形廃棄物は、米国環境保護庁(USEPA)の有害廃棄物番号(HW番号)D001を有する。

16A.1.2 腐食性

16A.1.2.1 廃棄物の代表的なサンプルが以下のいずれかの特性を有する場合、固形廃棄物は腐食性の特性を示す。

16A.1.2.1.1 水性で、pH計で測定されたpHが2以下、又は12.5以上である。

16A.1.2.1.2 液体であり、USEPA SW-846「固形廃棄物の評価のための試験方法」の方法1110Aにより決定されるように、試験温度摂氏55度[華氏130度]で年間6.35mm[0.250インチ]を超える割合で鉄(自動車技術協会基準1020)を腐食する：物理的/化学的方法。

16A.1.2.2 腐食性の特性を示す固形廃棄物は、USEPA HW番号D002を有する。

16A.1.3 反応性

16A.1.3.1 固形廃棄物は、その代表的なサンプルが以下のいずれかの特性を有する場合、反応性の特性を示す。

16A. 1. 3. 1. 1 通常は不安定であり、爆発することなく容易に激しい変化を起こす。

16A. 1. 3. 1. 2 水と激しく反応する。

16A. 1. 3. 1. 3 水と爆発する可能性のある混合物を形成する。

16A. 1. 3. 1. 4 水と混合すると、人の健康や環境に危険を及ぼすのに十分な量の有毒ガス、蒸気、煙を発生させる。

16A. 1. 3. 1. 5 シアン化物又は硫化物を含む廃棄物であり、2～12.5のpH条件にさらされた場合、人の健康又は環境に危険をもたらすのに十分な量の有毒ガス、蒸気、又は煙を発生させる可能性がある。

16A. 1. 3. 1. 6 強力な開始源にさらされた場合、又は閉じ込められた状態で加熱された場合に、爆発又は爆発的な反応を起こす可能性がある。

16A. 1. 3. 1. 7 標準的な温度及び圧力において、容易に爆発又は爆発的な分解、反応を起こすことができる。

16A. 1. 3. 1. 8 禁制の爆発物である。

16A. 1. 3. 2 反応性の特性を示す固形廃棄物は、USEPA HW番号D003を有する。

16A. 1. 4 毒性

16A. 1. 4. 1 固形廃棄物は、毒性特性浸出法を用いて、廃棄物の代表サンプルからの抽出物が、表16.1の毒性特性に記載された汚染物質のいずれかをタイトル40CFRの261.24に従って、その表に示されたそれぞれの値と同等以上の濃度で含む場合、毒性の特性を示す。廃棄物が0.5パーセント未満のろ過可能な固形物を含む場合、本章の目的上、廃棄物自体が抽出物とみなされる。

16A. 1. 4. 2 毒性の特性を示す固形廃棄物には、表16.1又は16.2に指定されたHW番号があり、それは有害性の原因となる毒性汚染物質に対応する。

16A. 2 有害廃棄物のリスト

16A. 2. 1 一般

16A. 2. 1. 1 固形廃棄物は、表16.3に特定されている場合、有害廃棄物である。

16A. 2. 1. 2 記載された各廃棄物は、表16.4に示された一つ以上のハザードコードのために記載されたものである。16A. 2. 1. 3 記載された各有害廃棄物には、HW番号が割り当てられる。

16A. 2. 2 非特定の発生源からの有害廃棄物 表16.5の固形廃棄物は、非特定の発生源からのリストされた有害廃棄物である。これらの有害廃棄物は“F”で指定される。

16A. 2. 3 特定の発生源からの有害廃棄物 表16.3に記載されている固形廃棄物のうち、HW番号欄の最初の文字として“K”と注釈されているものは、特定の発生源からのリストアップされた有害廃棄物である。

16A. 2. 4 廃棄された市販の化学製品、規格外の種、容器残留物、及び漏出残留物

16A. 2. 4. 1 表 16. 3 に記載された商業用化学製品又は製造用化学中間体の一般名は、商業用又は製造用に製造又は調合された化学物質を指す。これらの化学物質及び化学中間体には、化学物質の商業的に純粋なグレード、生産又は販売されている化学物質の技術的グレード、及び化学物質が唯一の有効成分である全ての製剤が含まれる。表 16. 3 に記載されている物質のいずれかを含み、HW番号の最初の文字として“P”又は“U”と注記されている製造工程廃棄物は、使用済みとみなされるため、これを指さない。この製造工程廃棄物は、HW番号の最初の文字として“P”又は“U”と注記された表 16. 3 に記載された物質を含んでいても、有害廃棄物の特性を示す場合、又は表 16. 5 に特定された非特定の発生源からのリストされた有害廃棄物である場合、有害廃棄物とみなされる。

16A. 2. 4. 2 廃棄を目的とした残留物は、有益に使用又は再使用されているか、合法的にリサイクル又は再生されているか、又はそのような使用、再使用、リサイクル、再生の前に蓄積、保管、輸送、又は処理されていない限り、有害廃棄物である。残留物の合法的な再利用の例としては、残留物が容器内に残り、その容器が以前に収容していたのと同じ商用化学製品又は製造用化学中間体を収容するために使用される場合が挙げられる。残留物の廃棄の例としては、ドラム缶がドラム缶再生業者に送られ、その業者がドラム缶を再生するが、残留物は廃棄する場合が挙げられる。

16A. 2. 4. 3 以下の材料又は品目は、廃棄される場合、又は廃棄が意図される場合、廃油や使用済みの油などと混合され、粉塵抑制や道路処理のために土地に適用される場合、本来の使用目的に代えて土地に適用される場合、又は本来の使用目的に代えて土地に適用される製品に含まれる場合、あるいは本来の使用目的に代えて、燃料として(又はその成分として)使用するために製造される場合、燃料として使用するために配布される場合、又は燃料として燃焼される場合には、有害廃棄物となる。

16A. 2. 4. 3. 1 表 16. 3 に記載された一般名で、HW番号の最初の文字として“P”又は“U”と注記された商用化学製品又は製造用化学中間体。

16A. 2. 4. 3. 2 規格外の商用化学製品又は製造用化学中間体で、もし仕様に適合していれば、表 16. 3 に記載されている一般名がHW番号の最初の文字として“P”又は“U”と注記されているもの。

16A. 2. 4. 3. 3 HW番号の最初の文字として“P”又は“U”と注記された表 16. 3 に記載された一般名を有する商業用化学製品又は製造用化学中間体を収容していた容器又は容器から取り外されたインナーライナーに残っている残留物は、その容器が空でない限り、その残留物を使用してはならない。

16A. 2. 4. 3. 4 HW番号の最初の文字として“P”又は“U”と注記された、表 16. 3 に記載された一般名を有する商業用化学製品又は製造用化学中間体の、土地又は水への又は水域への漏出の浄化から生じた残留物又は汚染された土壌、水、その他の瓦礫のこと。16A. 2. 4. 2 仕様外の化学製品及び製造用化学中間体の土地又は水域への漏出の浄化から生じた残留物又は汚染された土壌、水、

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

その他の破片で、仕様に適合していれば表 16.3 に記載された一般名を持ち、HW番号の最初の文字として“P”又は“U”が注釈されているもの。

16A.2.4.3.5 表 16.3 の商業用化学製品、製造用化学中間体、規格外の商業用化学製品、製造用化学中間体のうち、HW番号の1文字目に“P”と注記されているものは、急性有害廃棄物（H）とする。規制対象者の便宜のために、これらの物質の主要な危険特性は“T”（毒性）及び“R”（反応性）の文字で示されている。文字がない場合は、その化合物が急性毒性のみであることを示している。これらの廃棄物とそれに対応するHW番号は表 16.3 に記載されており、HW番号の最初の文字として“P”と注釈が付けられる。

16A.2.4.3.6 表 16.3 で言及されている商業用化学製品、製造用化学中間体、又は規格外の商業用化学製品は、他に指定されていない限り、有毒廃棄物（T）として識別される。規制対象者の便宜のために、これらの物質の主要な危険特性は、“T”（毒性）、“R”（反応性）、“I”（発火性）、“C”（腐食性）の文字で示される。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.1 : 毒性特性に対する汚染物質の最大濃度

HW NO.	汚染物質	CHEMICAL ABSTRACTS SERVICE (CAS) NO.	REGULATORY LEVEL
D004	ヒ素	7440-38-2	5
D005	バリウム	7440-39-3	100.0
D018	ベンゼン	71-43-2	表16.6参照
D006	カドミウム	7440-43-9	表16.6参照
D019	四塩化炭素	56-23-5	表16.6参照
D020	クロルデン	57-74-9	0.03
D021	クロロベンゼン	108-90-7	100.60
D022	クロロホルム	67-66-3	6
D007	クロム	7440-47-3	5
D023	o-クレゾール	95-48-7	200.00 ¹
D024	m-クレゾール	108-39-4	200.0 ¹
D025	p-クレゾール	106-44-5	200.0 ¹
D026	クレゾール		200.0 ¹
D016	2,4-D	94-75-7	1
D027	1,4-ジクロロベンゼン	106-46-7	7
D028	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	表16.6参照
D029	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4	0
D030	2,4-ジニトロトルエン	121-14-2	0.13 ²
D012	エンドリン	72-20-8	0.02
D031	ヘプタクロル(及びそのエポキシド)	76-44-8	0.008
D032	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	0.13 ²
D033	ヘキサクロロブタジエン	87-68-3	0
D034	ヘキサクロロエタン	67-72-1	3
D008	鉛	7439-92-1	表16.6参照
D013	リンデン	58-89-9	0
D009	水銀	7439-97-6	表16.6参照
D014	メトキシクロル	72-43-5	1
D035	メチル・エチル・ケトン	78-93-3	200.0
D036	ニトロベンゼン	98-95-3	2
D037	ペンタクロロフェノール	87-86-5	100.0
D038	ピリジン	110-86-1	5
D010	セレン	7782-49-2	1
D011	銀	7440-22-4	5
D039	テトラクロロエチレン	127-18-4	表16.6参照
D015	トキサフェン	8001-35-2	0
D040	トリクロロエチレン	79-01-6	表16.6参照
D041	2,4,5-トリクロロフェノール	95-95-4	400.0
D042	2,4,6-トリクロロフェノール	88-06-2	2
D017	2,4,5-TP (Silvex)	93-72-1	1
D043	塩化ビニル	75-01-4	0

¹ o-, m-, p-クレゾールの濃度が区別できない場合は、総クレゾール (D026) 濃度を使用する。総クレゾールの規制値は200ミリグラム/リットル (mg/L) である。

² 定量下限値が算出された規制値より大きい。したがって、定量下限値が規制値となる。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.2 : 非廃水の汚染物質の最大濃度

HW NO.	汚染物質	CAS NO.	規制値 (mg/L)
D018	ベンゼン	71-43-2	0
D019	四塩化炭素	56-23-5	0
D020	クロルデン	57-74-9	0.03
D021	クロロベンゼン	108-90-7	100.0
D022	クロロホルム	67-66-3	6
D023	o-クレゾール	95-48-7	200.0 ¹
D024	m-クレゾール	108-39-4	200.0 ¹
D025	p-クレゾール	106-44-5	200.0 ¹
D026	クレゾール		200.0 ¹
D027	1,4-ジクロロベンゼン	106-46-7	7
D028	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	0
D029	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4	0
D030	2,4-ジニトロトルエン	121-14-2	0.13
D031	ヘプタクロル (及びそのエポキシド)	76-44-8	0.008
D032	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	0.13
D033	ヘキサクロロブタジエン	87-68-3	0
D034	ヘキサクロロエタン	67-72-1	3
D035	メチルエチルケトン	78-93-3	200.0
D036	ニトロベンゼン	98-95-3	2
D037	ペンタクロロフェノール	87-86-5	100.0
D038	ピリジン	110-86-1	5
D039	テトラクロロエチレン	127-18-4	0
D040	トリクロロエチレン	79-01-6	0
D041	2,4,5-トリクロロフェノール	95-95-4	400.0
D042	2,4,6-トリクロロフェノール	88-06-2	2.0
D043	塩ビ	75-01-4	0.2

L = リットル

¹ o-, m-, p-クレゾール濃度が区別できない場合は、総クレゾール (D026) 濃度を使用する。

² 定量下限値が算出された規制値より大きい。したがって、定量下限値が規制値となる。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2022 JEGS

日本環境管理基準

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量 ¹	
			(ポンド)	(kg)
アセナフチレン	83-32-9		100	45.4
アセナフチレン	208-96-8		5,000	2,270
アセトアルデヒド	75-07-0	U001	1,000	454
アセトアルデヒド, トリクロロ	75-87-6	U034	5,000	2,270
アセトアミド	60-35-5		100	45.4
酢酸	64-19-7		5,000	2,270
酢酸, (2,4-ジクロロフェノキシ)-	94-75-7	U240	100	45.4
酢酸エチルエステル	108-05-4		5,000	2,270
酢酸無水物	108-24-7		5,000	2,270
アセトン	67-64-1	U002	5,000	2,270
アセトン・シアノヒドリン	75-86-5	P069	10	4.5
アセトニトリル	75-05-8	U003	5,000	2,270
アセトフェノン	98-86-2	U004	5,000	2,270
2-アセチルアミノフルオレン	53-96-3	U005	1	0.454
臭化アセチル	506-96-7		5,000	2,270
塩化アセチル	75-36-5	U006	5,000	2,270
1-アセチル-2-チオ尿素	591-08-2	P002	1,000	454
アクロレイン	107-02-8	P003	1	0.454
アクリルアミド	79-06-1	U007	5,000	2,270
アクリル酸	79-10-7	U008	5,000	2,270
アクリロニトリル	107-13-1	U009	100	45.4
アジピン酸	124-04-9		5,000	2,270
アルジカルブ	116-06-3	P070	1	0.454
アルジカルブ・スルホン	1646-88-4	P203	100	45.4
アルドリン	309-00-2	P004	1	0.454
アリルアルコール	107-18-6	P005	100	45.4
塩化アリル	107-05-1		1,000	454
リン化アルミニウム	20859-73-8	P006	100	45.4
硫酸アルミニウム	10043-01-3		5,000	2,270
4-アミノビフェニル	92-67-1		1	0.454
5-(アミノメチル)-3-イソキサゾロール	2763-96-4	P007	1,000	454
4-アミノピリジン	504-24-5	P008	1,000	454
アミトロール	61-82-5	U011	10	4.5
アンモニア	7664-41-7		100	45.4
アンモニア(無水)	7664-41-7		100	45.4
アンモニア(濃度20%以上)	7664-41-7		水酸化アンモニウム参照	
酢酸アンモニウム	631-61-8		5,000	2,270
安息香酸アンモニウム	1863-63-4		5,000	2,270
重炭酸アンモニウム	1066-33-7		5,000	2,270
重クロム酸アンモニウム	7789-09-5		10	4.5
二フッ化アンモニウム	1341-49-7		100	45.4

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
重亜硫酸アンモニウム	10192-30-0		5,000	2,270
カルバミン酸アンモニウム	1111-78-0		5,000	2,270
炭酸アンモニウム	506-87-6		5,000	2,270
塩化アンモニウム	12125-02-9		5,000	2,270
クロム酸アンモニウム	7788-98-9		10	4.5
クエン酸アンモニウム、二塩基性	3012-65-5		5,000	2,270
フッ化ホウ酸アンモニウム	13826-83-0		5,000	2,270
フッ化アンモニウム	12125-01-8		100	45.4
水酸化アンモニウム	1336-21-6		1,000	454
シュウ酸アンモニウム	5972-73-6		5,000	2,270
	6009-70-7		5,000	2,270
	14258-49-2		5,000	2,270
硝酸アンモニウム	131-74-8	P009	10	4.5
ケイフッ化アンモニウム	16919-19-0		1,000	454
スルファミン酸アンモニウム	7773-06-0		5,000	2,270
硫化アンモニウム	12135-76-1		100	45.4
亜硫酸アンモニウム	10196-04-0		5,000	2,270
酒石酸アンモニウム	3164-29-2		5,000	2,270
	14307-43-8		5,000	2,270
チオシアン酸アンモニウム	1762-95-4		5,000	2,270
バナジン酸アンモニウム	7803-55-6	P119	1,000	454
酢酸アミル	628-63-7		5,000	2,270
酢酸イソアミル	123-92-2		5,000	2,270
酢酸 sec-アミル	626-38-0		5,000	2,270
酢酸 tert-アミル	625-16-1		5,000	2,270
アニリン	62-53-3	U012	5,000	2,270
o-アニシジン	90-04-0		100	45.4
アントラセン	120-12-7		5,000	2,270
アンチモン2	7440-36-0		5,000	2,270
アンチモン化合物			&	&
五塩化アンチモン	7647-18-9		1,000	454
酒石酸アンチモンカリウム	28300-74-5		100	45.4
三臭化アンチモン	7789-61-9		1,000	454
三塩化アンチモン	10025-91-9		1,000	454
三フッ化アンチモン	7783-56-4		1,000	454
三酸化アンチモン	1309-64-4		1,000	454
ANTU	86-88-4	P072	100	45.4
アロクロール 1016	12674-11-2		1	0.454
アロクロール 1221	11104-28-2		1	0.454
アロクロール 1232	11141-16-5		1	0.454
アロクロール 1242	53469-21-9		1	0.454
アロンダイト 1248	12672-29-6		1	0.454
アロクロー1254	11097-69-1		1	0.454
アロクロール 1260	11096-82-5		1	0.454
ヒ素2	7440-38-2		1	0.454
砒酸	7778-39-4	P010	1	0.454
砒素化合物			&	&
二硫化ヒ素	1303-32-8		1	0.454
五酸化二ヒ素	1303-28-2	P011	1	0.454

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2022 JEGS

日本環境管理基準

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
三酸化二ヒ素	1327-53-3	P012	1	0.454
三硫化ヒ素	1303-33-9		1	0.454
酸化ヒ素	1327-53-3	P012	1	0.454
三塩化ヒ素	7784-34-1		1	0.454
アスベスト(破碎性)	1332-21-4		1	0.454
オーラミン	492-80-8	U014	100	45.4
アザセリン	115-02-6	U015	1	0.454
アジリンホスメチル	86-50-0		1	0.454
アジリジン	151-56-4	P054	1	0.454
アジリジン, 2-メチル	75-55-8	P067	1	0.454
バーバン	101-27-9	U280	10	4.5
シアン化バリウム	542-62-1	P013	10	4.5
ベンジオカルブ	22781-23-3	U278	100	45.4
ベンジオカルブ フェノール	22961-82-6	U364	1000	454
ベンゼンアミン, 2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-4-(トリフルオロメチル)	1582-09-8		10	4.5
ベノミル	17804-35-2	U271	10	4.5
ベンズ[c]アクリジン	225-51-4	U016	100	45.4
塩化ベンザール	98-87-3	U017	5,000	2,270
ベンズアミド, 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル)	23950-58-5	U192	5,000	2,270
ベンツ[a]アントラセン	56-55-3	U018	10	4.5
ベンゼン	71-43-2	U019	10	4.5
ベンゼン酢酸, 4-クロロ-. α -(4-クロロフェニル)-の	510-15-6	U038	10	4.5
. α -ヒドロキシ-, エチルエステル	584-84-9		100	45.4
ベンゼン, 2,4-ジイソシアナト-1-メチル-	91-08-7		100	45.4
ベンゼン, 1,3-ジイソシアナト-2-メチル-	26471-62-5	U223	100	45.4
ベンゼン, 1,3-ジイソシアナトメチル	108-38-3	U239	1,000	454
ベンゼン, m-ジメチル	95-47-6	U239	1,000	454
ベンゼン, o-ジメチル	106-42-3	U239	100	45.4
ベンゼン, p-ジメチル	122-09-8	P046	5,000	2,270
ベンゼンエタナミン, α , α -ジメチル-	115-32-2		10	4.5
ベンゼンメタノール, 4-クロロ-. α -4-クロロ-. α -(トリクロロメチル)-の	98-09-9	U020	100	45.4
108-98-5	P014	100	45.4	
ベンゼンスルホニルクロリド	72-43-5	U247	1	0.454
ベンゼネチオール	92-87-5	U021	1	0.454
ベンゼン, 1,1'-(2,2,2-トリクロロエチリ)	205-99-2		1	0.454
ベンジジン	207-08-9		5,000	2,270
ベンゾ[b]フルオランテン	65-85-0		5,000	2,270
ベンゾ(k)フルオランテン	133-90-4		100	45.4
安息香酸	98-07-7	U023	10	4.5
安息香酸, 3-アミノ-2,5-ジクロロ	100-47-0		5,000	2,270
三塩化安息香酸	189-55-9	U064	10	4.5
ベンゾニトリル	191-24-2		5,000	2,270
ベンゾ(rst)ペンタフェン	218-01-9	U050	100	45.4
ベンゾ[g,h,i]ペリレン	50-32-8	U022	1	0.454
ベンゾ(a)フェナントレン	106-51-4	U197	10	4.5
ベンゾ[a]ピレン	98-07-7	U023	10	4.5

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
ベンゾキノン	106-51-4	U197	10	4.5
ベンゾトリクロリド	98-07-7	U023	10	4.5
塩化ベンズイル	98-88-4		1,000	454
塩化ベンジル	100-44-7	P028	100	45.4
ベリリウム2	7440-41-7	P015	10	4.5
塩化ベリリウム	7787-47-5		1	0.454
ベリリウム化合物			&	&
フッ化ベリリウム	7787-49-7		1	0.454
硝酸ベリリウム	7787-55-5		1	0.454
硝酸ベリリウム	13597-99-4		1	0.454
α-BHC	319-84-6		10	4.5
β-BHC	319-85-7		1	0.454
デルタ BHC	319-86-8		1	0.454
2,2'-バイオキシラン	1464-53-5	U085	10	4.5
ビフェニル	92-52-4		100	45.4
ビス(2-クロロエトキシ)メタン	111-91-1	U024	1,000	454
ビス(2-クロロエチル)エーテル	111-44-4	U025	10	4.5
ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	P016	10	4.5
ビス(2-クロロ-1-メチルエチル)エーテル	108-60-1	U027	1,000	454
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	U028	100	45.4
プロモアセトン	598-31-2	P017	1,000	454
プロモホルム	75-25-2	U225	100	45.4
プロモメタン	74-83-9	U029	1,000	454
4-プロモフェニルフェニルエーテル	101-55-3	U030	100	45.4
ブルシン	357-57-3	P018	100	45.4
1,3-ブタジエン	106-99-0		10	4.5
1,3-ブタジエン、2-メチルー	78-79-5		100	45.4
2-ブテナール	4170-30-3	U053	100	45.4
2-ブテナール、(e) - 2-ブテナール	123-73-9	U053	100	45.4
2-ブテン、1,4-ジクロロ-	764-41-0	U074	1	0.454
2,4-D ブトキシエチルエステル	1929-73-3		100	45.4
酢酸ブチル	123-86-4		5,000	2,270
酢酸イソブチル	110-19-0		5,000	2,270
酢酸 sec-ブチル	105-46-4		5,000	2,270
酢酸 tert-ブチル	540-88-5		5,000	2,270
n-ブチルアルコール	71-36-3	U031	5,000	2,270
ブチルアミン	109-73-9		1,000	454
iso-ブチルアミン	78-81-9		1,000	454
sec-ブチルアミン	513-49-5		1,000	454
	13952-84-6		1,000	454
tert-ブチルアミン	75-64-9		1,000	454
フタル酸ブチルベンジル	85-68-7		100	45.4
1,2-ブチレンオキシド	106-88-7		100	45.4
フタル酸 n-ブチル	84-74-2	U069	10	4.5
没食子酸	107-92-6		5,000	2,270
イソ酪酸	79-31-2		5,000	2,270

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
カコジル酸	75-60-5	U136	1	0.454
カドミウム ²	7440-43-9		10	4.5
酢酸カドミウム	543-90-8		10	4.5
臭化カドミウム	7789-42-6		10	4.5
塩化カドミウム	10108-64-2		10	4.5
カドミウム化合物			&	&
砒酸カルシウム	7778-44-1		1	0.454
炭化カルシウム	52740-16-6		1	0.454
クロム酸カルシウム	75-20-7		10	4.5
シアナミドカルシウム	13765-19-0	U032	10	4.5
シアン化カルシウム	156-62-7		1,000	454
ドデシルベンゼンスルホン酸カルシウム	592-01-8	P021	10	4.5
次亜塩素酸カルシウム	26264-06-2		1,000	454
カンフェン	7778-54-3		10	4.5
カンフェン、オクタクロロ	8001-35-2	P123	1	0.454
キャプタン	8001-35-2	P123	1	0.454
カルバミン酸、エチルエステル	133-06-2		10	4.5
カルバミン酸、メチル-, 0-(((2,4-ジメチ	51-79-6	U238	100	45.4
カルボモチオ酸、ビス(1-メチルエチル)	26419-73-8	P185	100	45.4
カルボモチオ酸、ジプロピル-, S-(フェニ	2303-16-4	U062	100	45.4
カルバリル	52888-80-9	U387	5000	2,270
カルベンダジム	63-25-2	U279	100	45.4
カルボフラン	10605-21-7	U372	10	4.5
カルボフランフェノール	1563-66-2	P127	10	4.5
二硫化炭素	1563-38-8	U367	10	4.5
炭酸ジフルオリド	75-15-0	P022	100	45.4
炭酸ジクロライド	353-50-4	U033	1,000	454
炭酸クロリド酸、メチルエステル	75-44-5	P095	10	4.5
硫化炭素酸化物(COS)	79-22-1	U156	1,000	454
四塩化炭素	463-58-1		100	45.4
硫化カルボニル	56-23-5	U211	10	4.5
カルボスルファン	463-58-1		100	45.4
カテコール	55285-14-8	P189	1000	454
CFC-11	120-80-9		100	45.4
CFC-12	75-69-4	U121	5,000	2,270
クロラムベン	75-71-8	U075	5,000	2,270
クロラムブシル	133-90-4		100	45.4
クロルデン	305-03-3	U035	10	4.5
クロルデン (技術的混合物及び同化物)	57-74-9	U036	1	0.454
塩素化ベンゼン類			&	&
塩素化エタン			&	&
塩素化ナフタレン			&	&
塩素化フェノール類			&	&
塩素			&	&
クロルナファジン	7782-50-5		10	4.5
クロロアセトアルデヒド	494-03-1	U026	100	45.4
クロロ酢酸	107-20-0	P023	1,000	454
2-クロロアセトフェノン	79-11-8		100	45.4
クロロアルキルエーテル	532-27-4		100	45.4
p-クロロアニリン			&	&

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
クロロベンゼン	106-47-8	P024	1,000	454
p-クロロ-m-クレゾール	59-50-7	U039	5,000	2,270
2,4-D クロロクロチルエステル	2971-38-2		100	45.4
クロロジブプロメタン	124-48-1		100	45.4
クロロエタン	75-00-3		100	45.4
2-クロロエチルビニルエーテル	110-75-8	U042	1,000	454
クロロホルム	67-66-3	U044	10	4.5
クロロメタン	74-87-3	U045	100	45.4
クロロメチルエーテル	542-88-1	P016	10	4.5
クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	U046	10	4.5
2-クロロナフタレン	91-58-7	U047	5,000	2,270
2-クロロフェノール	95-57-8	U048	100	45.4
クロロフェノール			&	&
4-クロロフェニルフェニルエーテル	7005-72-3		5,000	2,270
クロロブレン	126-99-8		100	45.4
3-クロロプロピオニトリル	542-76-7	P027	1,000	454
クロロスルホン酸	7790-94-5		1,000	454
4-クロロ-o-トルイジン、塩酸塩	3165-93-3	U049	100	45.4
クロルピリホス	2921-88-2		1	0.454
クロミックアセテート	1066-30-4		1,000	454
クロム酸	7738-94-5		10	4.5
	11115-74-5		10	4.5
硫酸クロム	10101-53-8		1,000	454
クロム 2	7440-47-3		5,000	2,270
クロム化合物			&	&
塩化クロム	10049-05-5		1,000	454
クリセン	218-01-9	U050	100	45.4
C. I. ソルベントイエロー34	492-80-8	U014	100	45.4
コバルト化合物			&	&
臭化コバルト	7789-43-7		1,000	454
ギ酸コバルト	544-18-3		1,000	454
スルファミン酸コバルト	14017-41-5		1,000	454
コークス炉の排出物			1	0.454
銅化合物	7440-50-8		5,000	2,270
銅化合物			&	&
シアン化銅	544-92-3	P029	10	4.5
クマホス	56-72-4		10	4.5
クレオソート		U051	1	0.454
m-クレゾール	108-39-4	U052	100	45.4
o-クレゾール	95-48-7	U052	100	45.4
p-クレゾール	106-44-5	U052	100	45.4
クレゾール (混合異性体)	1319-77-3	U052	100	45.4
クロトンアルデヒド	4170-30-3	U053	100	45.4
クロトンアルデヒド、(E) -の	123-73-9	U053	100	45.4
キュメン	98-82-8	U055	5,000	2,270
キュメンのヒドロペルオキシド	80-15-9	U096	10	4.5
酢酸第一銅	142-71-2		100	45.4
アセトアルセナイト酸銅	12002-03-8		1	0.454
塩化第一銅	7447-39-4		10	4.5

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
クロロベンジレート	510-15-6	U038	10	4.5
p-クロロ-m-クレゾール	59-50-7	U039	5,000	2,270
2,4-D クロロクロチルエステル	2971-38-2		100	45.4
クロロジプロモメタン	124-48-1		100	45.4
クロロエタン	75-00-3		100	45.4
2-クロロエチルビニルエーテル	110-75-8	U042	1,000	454
クロロホルム	67-66-3	U044	10	4.5
クロロメタン	74-87-3	U045	100	45.4
クロロメチルエーテル	542-88-1	P016	10	4.5
クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	U046	10	4.5
2-クロロナフタレン	91-58-7	U047	5,000	2,270
2-クロロフェノール	95-57-8	U048	100	45.4
クロロフェノール			&	&
4-クロロフェニルフェニルエーテル	7005-72-3		5,000	2,270
クロロブレン	126-99-8		100	45.4
3-クロロプロピオニトリル	542-76-7	P027	1,000	454
クロロスルホン酸	7790-94-5		1,000	454
4-クロロ-o-トルイジン、塩酸塩	3165-93-3	U049	100	45.4
クロルピリホス	2921-88-2		1	0.454
クロミックアセテート	1066-30-4		1,000	454
クロム酸	7738-94-5		10	4.5
	11115-74-5		10	4.5
硫酸クロム	10101-53-8		1,000	454
クロム2	7440-47-3		5,000	2,270
クロム化合物			&	&
塩化クロム	10049-05-5		1,000	454
クリセン	218-01-9	U050	100	45.4
C. I. ソルベントイエロー34	492-80-8	U014	100	45.4
コバルト化合物			&	&
臭化コバルト	7789-43-7		1,000	454
ギ酸コバルト	544-18-3		1,000	454
スルファミン酸コバルト	14017-41-5		1,000	454
コークス炉の排出物			1	0.454
銅化合物	7440-50-8		5,000	2,270
銅化合物			&	&
シアン化銅	544-92-3	P029	10	4.5
クマホス	56-72-4		10	4.5
クレオソート		U051	1	0.454
m-クレゾール	108-39-4	U052	100	45.4
o-クレゾール	95-48-7	U052	100	45.4
p-クレゾール	106-44-5	U052	100	45.4
クレゾール (混合異性体)	1319-77-3	U052	100	45.4
クロトンアルデヒド	4170-30-3	U053	100	45.4
クロトンアルデヒド、(E) -の	123-73-9	U053	100	45.4
キュメン	98-82-8	U055	5,000	2,270
キュメンのヒドロペルオキシド	80-15-9	U096	10	4.5
酢酸第一銅	142-71-2		100	45.4
アセトアルセナイト酸銅	12002-03-8		1	0.454
塩化第一銅	7447-39-4		10	4.5

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
硝酸第一銅	3251-23-8		100	45.4
シュウ酸銅	5893-66-3		100	45.4
硫酸銅	7758-98-7		10	4.5
硫酸第一銅、アンモニウム	10380-29-7		100	45.4
酒石酸銅	815-82-7		100	45.4
シアン化合物			&	&
シアン化合物(可溶性塩及び錯体)、他に指定のないもの		P030	10	4.5
シアノゲン	460-19-5	P031	100	45.4
臭化シアノゲン	506-68-3	U246	1,000	454
塩化シアノゲン	506-77-4	P033	10	4.5
シクロヘキサン	110-82-7	U056	1,000	454
シクロヘキサン、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロ、(1. α., 2. α., 3. β., 4. α., 5. α., 6. β.)-	58-89-9	U129	1	0.454
シクロヘキサノン	108-94-1	U057	5,000	2,270
2-シクロヘキシル-4,6-ジニトロフェノール	131-89-5	P034	100	45.4
シクロホスファミド	50-18-0	U058	10	4.5
2,4-D	94-75-7	U240	100	45.4
2,4-D 酸	94-75-7	U240	100	45.4
2,4-D ブチルエステル	94-80-4		100	45.4
2,4-D エステル	94-11-1		100	45.4
	94-79-1		100	45.4
	94-80-4		100	45.4
	1320-18-9		100	45.4
	1928-38-7		100	45.4
	1928-61-6		100	45.4
	1929-73-3		100	45.4
	2971-38-2		100	45.4
	25168-26-7		100	45.4
	53467-11-1		100	45.4
2,4-D イソプロピルエステル	94-11-1		100	45.4
2,4-D プロピレングリコールブチルエーテルエステル	1320-18-9		100	45.4
2,4-D、塩及びエステル	94-75-7	U240	100	45.4
ダウノマイシン	20830-81-3	U059	10	4.5
DBCP	96-12-8	U066	1	0.454
DDD	72-54-8	U060	1	0.454
DDE	72-55-9		1	0.454
	3547-04-4		5,000	2,270
DDT	50-29-3	U061	1	0.454
DDT 及びその代謝物			&	&
DEHP	117-81-7	U028	100	45.4
ジアラート	2303-16-4	U062	100	45.4
ジアミノトルエン	496-72-0	U221	10	4.5
	823-40-5	U221	10	4.5
2,4-ジアミノトルエン	95-80-7		10	4.5
ジアミノトルエン(混合異性体)	25376-45-8	U221	10	4.5
ジアジノン	333-41-5		1	0.454
ジアゾメタン	334-88-3		100	45.4

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
ジベンズ[a, h]アントラセン	53-70-3	U063	1	0.454
ジベンズ[a, i]ピレン	189-55-9	U064	10	4.5
1, 2-ジブromo-3-クロロプロパン	96-12-8	U066	1	0.454
1, 2-ジブromoエタン	106-93-4	U067	1	0.454
フタル酸ジブチル	84-74-2	U069	10	4.5
ジカンバ	1918-00-9		1,000	454
ジクロベニル	1194-65-6		100	45.4
ジクロン	117-80-6		1	0.454
o-ジクロロベンゼン	95-50-1	U070	100	45.4
ジクロロベンゼン	25321-22-6		100	45.4
1, 2-ジクロロベンゼン	95-50-1	U070	100	45.4
1, 3-ジクロロベンゼン	541-73-1	U071	100	45.4
1, 4-ジクロロベンゼン	106-46-7	U072	100	45.4
ジクロロベンゼン (混合異性体)	25321-22-6		100	45.4
ジクロロベンジジン			&	&
3, 3'-ジクロロベンジジン	91-94-1	U073	1	0.454
ジクロロブromoメタン	75-27-4		5,000	2,270
1, 4-ジクロロ-2-ブテン	764-41-0	U074	1	0.454
ジクロロジフルオロメタン	75-71-8	U075	5,000	2,270
1, 1-ジクロロエタン	75-34-3	U076	1,000	454
1, 2-ジクロロエタン	107-06-2	U077	100	45.4
1, 1-ジクロロエチレン	75-35-4	U078	100	45.4
1, 2-ジクロロエチレン	156-60-5	U079	1,000	454
ジクロロエチルエーテル	111-44-4	U025	10	4.5
ジクロロイソプロピルエーテル	108-60-1	U027	1,000	454
ジクロロメタン	75-09-2	U080	1,000	454
3, 6-ジクロロ-2-メトキシ安息香酸	1918-00-9		1,000	454
ジクロロメチルエーテル	542-88-1	P016	10	4.5
2, 6-ジクロロフェノール	87-65-0	U082	100	45.4
2, 4-ジクロロフェノール	120-83-2	U081	100	45.4
ジクロロフェニルアルシン	696-28-6	P036	1	0.454
ジクロロプロパン	26638-19-7		1,000	454
ジクロロプロパン - ジクロロプロペン (混	8003-19-8		100	45.4
1, 1-ジクロロプロパン	78-99-9		1,000	454
1, 2-ジクロロプロパン	78-87-5	U083	1,000	454
1, 3-ジクロロプロパン	142-28-9		1000	454
ジクロロプロペン	26952-23-8		100	45.4
1, 3-ジクロロプロペン	542-75-6	U084	100	45.4
2, 3-ジクロロプロペン	78-88-6		100	45.4
2, 2-ジクロロプロピオン酸	75-99-0		5,000	2,270
1, 3-ジクロロプロペン	542-75-6	U084	100	45.4
ジクロルボス	62-73-7		10	4.5
ジコフォール	115-32-2		10	4.5
ディルドリン	60-57-1	P037	1	0.454
ディエボキシブタン	1464-53-5	U085	10	4.5
ジエタノールアミン	111-42-2		100	45.4
ジエチルアミン	109-89-7		100	45.4
N, N-ジエチルアニリン	91-66-7		1000	454
ジエチルアルシン	692-42-2	P038	1	0.454

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2022 JEGS

日本環境管理基準

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
ジベンゾフラン	132-64-9		100	45.4
ジベンズ[a, i]ピレン	189-55-9	U064	10	4.5
1,2-ジブロモ-3-クロロプロパン	96-12-8	U066	1	0.454
1,2-ジブロモエタン	106-93-4	U067	1	0.454
フタル酸ジブチル	84-74-2	U069	10	4.5
ジカンバ	1918-00-9		1,000	454
ジクロベニル	1194-65-6		100	45.4
ジクロン	117-80-6		1	0.454
o-ジクロロベンゼン	95-50-1	U070	100	45.4
ジクロロベンゼン	25321-22-6		100	45.4
1,2-ジクロロベンゼン	95-50-1	U070	100	45.4
1,3-ジクロロベンゼン	541-73-1	U071	100	45.4
1,4-ジクロロベンゼン	106-46-7	U072	100	45.4
ジクロロベンゼン (混合異性体)	25321-22-6		100	45.4
ジクロロベンジジン			&	&
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1	U073	1	0.454
ジクロロプロモメタン	75-27-4		5,000	2,270
1,4-ジクロロ-2-ブテン	764-41-0	U074	1	0.454
ジクロロジフルオロメタン	75-71-8	U075	5,000	2,270
1,1-ジクロロエタン	75-34-3	U076	1,000	454
1,2-ジクロロエタン	107-06-2	U077	100	45.4
1,1-ジクロロエチレン	75-35-4	U078	100	45.4
1,2-ジクロロエチレン	156-60-5	U079	1,000	454
ジクロロエチルエーテル	111-44-4	U025	10	4.5
ジクロロイソプロピルエーテル	108-60-1	U027	1,000	454
ジクロロメタン	75-09-2	U080	1,000	454
3,6-ジクロロ-2-メトキシ安息香酸	1918-00-9		1,000	454
ジクロロメチルエーテル	542-88-1	P016	10	4.5
2,6-ジクロロフェノール	87-65-0	U082	100	45.4
2,4-ジクロロフェノール	120-83-2	U081	100	45.4
ジクロロフェニルアルシン	696-28-6	P036	1	0.454
ジクロロプロパン	26638-19-7		1,000	454
ジクロロプロパン - ジクロロプロペン (混)	8003-19-8		100	45.4
1,1-ジクロロプロパン	78-99-9		1,000	454
1,2-ジクロロプロパン	78-87-5	U083	1,000	454
1,3-ジクロロプロパン	142-28-9		1000	454
ジクロロプロペン	26952-23-8		100	45.4
1,3-ジクロロプロペン	542-75-6	U084	100	45.4
2,3-ジクロロプロペン	78-88-6		100	45.4
2,2-ジクロロプロピオン酸	75-99-0		5,000	2,270
1,3-ジクロロプロペン	542-75-6	U084	100	45.4
ジクロルボス	62-73-7		10	4.5
ジコフォール	115-32-2		10	4.5
デイルドリン	60-57-1	P037	1	0.454
ダイエボキシブタン	1464-53-5	U085	10	4.5
ジエタノールアミン	111-42-2		100	45.4
ジエチルアミン	109-89-7		100	45.4
N,N-ジエチルアニリン	91-66-7		1,000	454
ジエチルアルシン	692-42-2	P038	1	0.454

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	117-81-7	U028	100	45.4
0,0-ジエチル S-メチルジチオホスフェート	3288-58-2	U087	5,000	2,270
リン酸ジエチル-p-ニトロフェニル	311-45-5	P041	100	45.4
フタル酸ジエチル	84-66-2	U088	1,000	454
0,0-ジエチル 0-ピラジニルホスホロチオエート	297-97-2	P040	100	45.4
ジエチルスチルベストロール	56-53-1	U089	1	0.454
硫酸ジエチル	64-67-5		10	4.5
ジヒドロサフロール	94-58-6	U090	10	4.5
ジイソプロピルフルオロホスフェート	55-91-4	P043	100	45.4
1,4:5,8-ジメタノナフタレン、1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-(1.α.4.α.4a.β.5.α.8.α.8a.β.)	309-00-2	P004	1	0.454
ジメトエート	60-51-5	P044	10	4.5
3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4	U091	100	45.4
ジメチルアミン	124-40-3	U092	1,000	454
4-ジメチルアミノアゾベンゼン	60-11-7	U093	10	4.5
ジメチルアミノアゾベンゼン	60-11-7	U093	10	4.5
N,N-ジメチルアニリン	121-69-7		100	45.4
7,12-ジメチルベンズ [a] アントラセン	57-97-6	U094	1	0.454
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7	U095	10	4.5
2,2-ジメチル 1-1,3-ベンゾチオキソール-4-ol	22781-23-3	U278	100	45.4
塩化ジメチルカルバミル	79-44-7	U097	1	0.454
ジメチルホルムアミド	68-12-2		100	45.4
N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2		100	45.4
1,1-ジメチルヒドラジン	57-14-7	U098	10	4.5
ジメチルヒドラジン	57-14-7	U098	10	4.5
2,4-ジメチルフェノール	105-67-9	U101	100	45.4
フタル酸ジメチル	131-11-3	U102	5,000	2,270
硫酸ジメチル	77-78-1	U103	100	45.4
ジメチラン	644-64-4	P191	1	0.454
ジニトロベンゼン (混合異性体)	25154-54-5		100	45.4
m-ジニトロベンゼン	99-65-0		100	45.4
o-ジニトロベンゼン	528-29-0		100	45.4
p-ジニトロベンゼン	100-25-4		100	45.4
ジニトロブチルフェノール	88-85-7	P020	1,000	454
4,6-ジニトロ-o-クレゾール	534-52-1	P047	10	4.5
ジニトロクレゾール	534-52-1	P047	10	4.5
4,6-ジニトロ-o-クレゾール及びその塩類	534-52-1	P047	10	4.5
ジニトロフェノール	25550-58-7		10	4.5
2,4-ジニトロフェノール	51-28-5	P048	10	4.5
2,5-ジニトロフェノール	329-71-5		10	4.5
2,6-ジニトロフェノール	573-56-8		10	4.5
ジニトロトルエン (混合異性体)	25321-14-6		10	4.5
2,4-ジニトロトルエン	121-14-2	U105	10	4.5
2,6-ジニトロトルエン	606-20-2	U106	100	45.4
3,4-ジニトロトルエン	610-39-9		10	4.5
ディノセブ	88-85-7	P020	1,000	454
フタル酸ジ-n-オクタチル	117-84-0	U107	5,000	2,270
フタル酸 n-ジオクタチル	117-84-0	U107	5,000	2,270

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2022 JEGS

日本環境管理基準

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
1,4-ジオキサン	123-91-1	U108	100	45.4
1,2-ジフェニルヒドラジン	122-66-7	U109	10	4.5
ジフェニルヒドラジン			&	&
ジホスホラミド、オクタメチル	152-16-9	P085	100	45.4
ジプロピルアミン	142-84-7	U110	5,000	2,270
ジ-n-プロピルニトロソアミン	621-64-7	U111	10	4.5
ジクワット	85-00-7		1,000	454
ジクワット	2764-72-9		1,000	454
ジスルホトン	298-04-4	P039	1	0.454
ジチオビウレット	541-53-7	P049	100	45.4
2,4-ジチオビウレット	541-53-7	P049	100	45.4
ジューロン	330-54-1		100	45.4
ドデシルベンゼンスルホン酸	27176-87-0		1,000	454
エンドスルファン	115-29-7	P050	1	0.454
α - エンドスルファン	959-98-8		1	0.454
β - エンドスルファン	33213-65-9		1	0.454
エンドスルファンとその代謝物			&	&
エンドスルファン硫酸塩	1031-07-8		1	0.454
エンドタール	145-73-3	P088	1,000	454
エンドリン	72-20-8	P051	1	0.454
エンドリン・アルデヒド	7421-93-4		1	0.454
エンドリンとその代謝物			&	&
エピクロロヒドリン	106-89-8	U041	100	45.4
エピネフリン	51-43-4	P042	1,000	454
エタナミン	75-04-7		100	45.4
エタン, クロロ	75-00-3		100	45.4
1,2-エタンジアミン	107-15-3		5,000	2,270
エタンジニトリル	460-19-5	P031	100	45.4
エタン, 1,1'-オキシビス	60-29-7	U117	100	45.4
エタン, 1,1,1,2-テトラクロロ	630-20-6	U208	100	45.4
エタニドチオ酸, 2-(ジメチルアミノ)-N-ヒドロキシ-2-オキソ-, メチルエステル	30558-43-1	U394	5000	2,270
エタニドチオ酸, N-[メチルアミノ]カルボ	16752-77-5	P066	100	45.4
エタノール, 2-エトキシ	110-80-5	U359	1,000	454
エタノール, 2,2'-オキシビス-, ジカルバメ	5952-26-1	U395	5000	2,270
エチレン, クロロ	75-01-4	U043	1	0.454
エテン, 1,1-ジクロロ	75-35-4	U078	100	45.4
エチオン	563-12-2		10	4.5
2-エトキシエタノール	110-80-5	U359	1,000	454
酢酸エチル	141-78-6	U112	5,000	2,270
エチルアクリレート	140-88-5	U113	1,000	454
エチルベンゼン	100-41-4		1,000	454
カルバミン酸エチル	51-79-6	U238	100	45.4
塩化エチル	75-00-3		100	45.4
シアン化エチル	107-12-0	P101	10	4.5
エチレンビスジチオカルバミン酸, その塩及	111-54-6	U114	5,000	2,270
エチレンジアミン	107-15-3		5,000	2,270
エチレンジアミン-四酢酸 (EDTA)	60-00-4		5,000	2,270
エチレンジプロマイド	106-93-4	U067	1	0.454

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
エチレン・ジクロライド	107-06-2	U077	100	45.4
エチレングリコール	107-21-1		5,000	2,270
エチレンイミン	151-56-4	P054	1	0.454
エチレンオキシド	75-21-8	U115	10	4.5
エチレン・チオ尿素	96-45-7	U116	10	4.5
エチルエーテル	60-29-7	U117	100	45.4
エチリデンジクロライド	75-34-3	U076	1,000	454
メタクリル酸エチル	97-63-2	U118	1,000	454
メタンスルホン酸エチル	62-50-0	U119	1	0.454
ファミファー	52-85-7	P097	1,000	454
クエン酸鉄アンモニウム	1185-57-5		1,000	454
シュウ酸第二鉄アンモニウム	2944-67-4		1,000	454
	55488-87-4		1,000	454
塩化第二鉄	7705-08-0		1,000	454
フッ化第二鉄	7783-50-8		100	45.4
硝酸第二鉄	10421-48-4		1,000	454
硫酸鉄	10028-22-5		1,000	454
硫酸第一鉄アンモニウム	10045-89-3		1,000	454
塩化第一鉄	7758-94-3		100	45.4
硫酸第一鉄	7720-78-7		1,000	454
	7782-63-0		1,000	454
ファインミネラルファイバー			&	&
フルオランテン	206-44-0	U120	100	45.4
フルオレン	86-73-7		5,000	2,270
フルオレン	7782-41-4	P056	10	4.5
フルオロアセトアミド	640-19-7	P057	100	45.4
フルオロ酢酸、ナトリウム塩	62-74-8	P058	10	4.5
ホルムアルデヒド	50-00-0	U122	100	45.4
ホルムアルデヒド (溶液)	50-00-0	U122	100	45.4
塩酸ホルメタネート	23422-53-9	P198	100	45.4
蟻酸	64-18-6	U123	5,000	2,270
フォルムパラネート	17702-57-7	P197	100	45.4
フマル酸	110-17-8		5,000	2,270
フラン	110-00-9	U124	100	45.4
フラン, テトラヒドロ	109-99-9	U213	1,000	454
フルフラール	98-01-1	U125	5,000	2,270
グリシジルアルデヒド	765-34-4	U126	10	4.5
グリコールエーテル			&	&
グアニジン、N-メチル-N'-ニトロ-N-ニト	70-25-7	U163	10	4.5
グチオン	86-50-0		1	0.454
ハロエーテル			&	&
ハロメタン			&	&
ヘプタクロル	76-44-8	P059	1	0.454
ヘプタクロル及びその代謝物			&	&
ヘプタクロル・エポキシド	1024-57-3		1	0.454
1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-indene	76-44-8	P059	1	0.454
ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	U127	10	4.5
ヘキサクロロ-1,3-ブタジエン	87-68-3	U128	1	0.454

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
ヘキサクロブタジエン	87-68-3	U128	1	0.454
ヘキサクロシクロヘキサン (全異性体)	608-73-1		&	&
α-ヘキサクロシクロヘキサン	319-84-6		10	4.5
ヘキサクロシクロヘキサン (γ-異性体)	58-89-9	U129	1	0.454
ヘキサクロシクロペンタジエン	77-47-4	U130	10	4.5
ヘキサクロエタン	67-72-1	U131	100	45.4
ヘキサクロフェン	70-30-4	U132	100	45.4
ヘキサクロプロペン	1888-71-7	U243	1,000	454
ヘキサエチルテトラホスフェート	757-58-4	P062	100	45.4
ヘキサメチレン-1,6-ジイソシアネート	822-06-0		100	45.4
ヘキサメチルホスホルアミド	680-31-9		1	0.454
ヘキサン	110-54-3		5,000	2,270
n-ヘキサン	110-54-3		5,000	2,270
ヒドラジン	302-01-2	U133	1	0.454
ヒドラジン、1,2-ジエチル	1615-80-1	U086	10	4.5
ヒドラジン、1,1-ジメチル	57-14-7	U098	10	4.5
ヒドラジン、1,2-ジメチル	540-73-8	U099	1	0.454
ヒドラジン、1,2-ジフェニル	122-66-7	U109	10	4.5
ヒドラジン、メチル	60-34-4	P068	10	4.5
ヒドラゾベンゼン	122-66-7	U109	10	4.5
塩酸	7647-01-0		5,000	2,270
塩酸 (37%以上の濃度のもの)	7647-01-0		5,000	2,270
塩酸 (エアロゾル状のみ)	7647-01-0		5,000	2,270
ヒドロシアン酸	74-90-8	P063	10	4.5
フッ化水素酸	7664-39-3	U134	100	45.4
フッ化水素酸 (濃度 50%以上)	7664-39-3	U134	100	45.4
塩化水素 (無水)	7647-01-0		5,000	2,270
塩化水素 (ガスのみ)	7647-01-0		5,000	2,270
シアン化水素	74-90-8	P063	10	4.5
弗化水素	7664-39-3	U134	100	45.4
フッ化水素 (無水)	7664-39-3	U134	100	45.4
硫化水素	7783-06-4	U135	100	45.4
ヒドロパーオキシド、1-メチル-1-フェ	80-15-9	U096	10	4.5
ヒドロキノ	123-31-9		100	45.4
インデノ (1,2,3-cd)ピレン	193-39-5	U137	100	45.4
イソブチルアルコール	78-83-1	U140	5,000	2,270
イソドリン	465-73-6	P060	1	0.454
イソフルオレート	55-91-4	P043	100	45.4
1H-イソインドール-1,3(2H)-ジオン, 3a,4,7,7a-テトラヒドロ-2-[(トリクロメ チル)チオ]- (1H-Isoindole)	133-06-2		10	4.5
イソホロン	78-59-1		5,000	2,270
イソブレン	78-79-5		100	45.4
ドデシルベンゼンスルホン酸イソプロパノ	42504-46-1		1,000	454
イソプロピルメチルピラゾリルジメチルカ	119-38-0	P192	100	45.4
イソサフロール	120-58-1	U141	100	45.4
ケボン	143-50-0	U142	1	0.454
ラシオカルピン	303-34-4	U143	10	4.5
鉛 2	7439-92-1		10	4.5
酢酸鉛	301-04-2	U144	10	4.5

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
砒酸鉛	7645-25-2		1	0.454
	7784-40-9		1	0.454
	10102-48-4		1	0.454
塩化鉛	7758-95-4		10	4.5
鉛化合物			&	&
フルオボレート鉛	13814-96-5		10	4.5
フッ化鉛	7783-46-2		10	4.5
ヨウ化鉛	10101-63-0		10	4.5
硝酸鉛	10099-74-8		10	4.5
リン酸鉛	7446-27-7	U145	10	4.5
ステアリン酸鉛	1072-35-1		10	4.5
	7428-48-0		10	4.5
	52652-59-2		10	4.5
	56189-09-4		10	4.5
亜酢酸鉛	1335-32-6	U146	10	4.5
硫酸鉛	7446-14-2		10	4.5
	15739-80-7		10	4.5
硫化鉛	1314-87-0		10	4.5
チオシアン酸鉛	592-87-0		10	4.5
リンデン	58-89-9	U129	1	0.454
クロム酸リチウム	14307-35-8		10	4.5
マラチオン	121-75-5		100	45.4
マレイン酸	110-16-7		5,000	2,270
無水マレイン酸	108-31-6	U147	5,000	2,270
マレイン酸ヒドラジド	123-33-1	U148	5,000	2,270
マロノニトリル	109-77-3	U149	1,000	454
マンガン, ビス(ジメチルカルバモジチオア マンガン化合物	15339-36-3	P196	10	4.5
MBOCA	101-14-4	U158	10	4.5
MDI	101-68-8		5,000	2,270
メルファラン	148-82-3	U150	1	0.454
メルカプトジメスール	2032-65-7	P199	10	4.5
シアン化水銀	592-04-1		1	0.454
硝酸第一水銀	10045-94-0		10	4.5
硫酸マーキュリー	7783-35-9		10	4.5
チオシアン酸マーキュリー	592-85-8		10	4.5
硝酸マーキュロイト	7782-86-7		10	4.5
硝酸マーキュロイト	10415-75-5		10	4.5
水銀	7439-97-6	U151	1	0.454
水銀化合物			&	&
フミン酸水銀	628-86-4	P065	10	4.5
メタクリロニトリル	126-98-7	U152	1,000	454
メタナミン	74-89-5		100	45.4
メタナミン, N, N-ジメチル	75-50-3		100	45.4
メタナミン, N-メチル	124-40-3	U092	1,000	454
メタナミン, N-メチル-N-ニトロソ	62-75-9	P082	10	4.5
メタン, クロロ	74-87-3	U045	100	45.4
メタン, クロロメトキシ	107-30-2	U046	10	4.5
メタン, イソシアナト	624-83-9	P064	10	4.5

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2022 JEGS

日本環境管理基準

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
メタン、オキシピス[クロロ	542-88-1	P016	10	4.5
メタンスルフェニルクロリド、トリクロロ	594-42-3		100	45.4
メタン、テトラニトロ	509-14-8	P112	10	4.5
メタネチオール	74-93-1	U153	100	45.4
メタン、トリクロロ	67-66-3	U044	10	4.5
4,7-Methanoindan, 1,2,3,4,5,6,7,8,8-octachloro- 2,3,3a,4,7,7a-hexahydro-	57-74-9	U036	1	0.454
メタノール	67-56-1	U154	5,000	2,270
メタピリレン	91-80-5	U155	5,000	2,270
メチオカルブ	2032-65-7	P199	10	4.5
メトミル	16752-77-5	P066	100	45.4
メトキシクロル	72-43-5	U247	1	0.454
臭化メチル	74-83-9	U029	1,000	454
塩化メチル	74-87-3	U045	100	45.4
クロロ炭酸メチル	79-22-1	U156	1,000	454
メチルクロロホルム	71-55-6	U226	1,000	454
クロロホルミン酸メチル	79-22-1	U156	1,000	454
3-メチルコラントレン	56-49-5	U157	10	4.5
4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)	101-14-4	U158	10	4.5
メチレンビス(フェニルイソシアネート)	101-68-8		5,000	2,270
臭化メチレン	74-95-3	U068	1,000	454
塩化メチレン	75-09-2	U080	1,000	454
4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9		10	4.5
メチル・エチル・ケトン	78-93-3	U159	5,000	2,270
メチルエチルケトンペルオキシド	1338-23-4	U160	10	4.5
メチルヒドラジン	60-34-4	P068	10	4.5
ヨウ化メチル	74-88-4	U138	100	45.4
メチルイソブチルケトン	108-10-1	U161	5,000	2,270
イソシアン酸メチル	624-83-9	P064	10	4.5
2-メチルラクトニトリル	75-86-5	P069	10	4.5
メチルメルカプタン	74-93-1	U153	100	45.4
メタクリル酸メチル	80-62-6	U162	1,000	454
メチルパラチオン	298-00-0	P071	100	45.4
2-メチルピリジン	109-06-8	U191	5,000	2,270
メチル tert-ブチルエーテル	1634-04-4		1,000	454
メチルチオウラシル	56-04-2	U164	10	4.5
メトルカルブ	1129-41-5	P190	1000	454
メビンホス	7786-34-7		10	4.5
メキサカルベート	315-18-4	P128	1,000	454
ミトマイシンC	50-07-7	U010	10	4.5
モノエチルアミン	75-04-7		100	45.4
モノメチルアミン	74-89-5		100	45.4
ムシモール	2763-96-4	P007	1,000	454
ナレド	300-76-5		10	4.5
ナフタレン	91-20-3	U165	100	45.4
1-ナフタレノール、メチルカーバメート	63-25-2	U279	100	45.4
ナフテン酸	1338-24-5		100	45.4
1,4-ナフトキノン	130-15-4	U166	5,000	2,270
α-ナフチルアミン	134-32-7	U167	100	45.4

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
β-ナフチルアミン	91-59-8	U168	10	4.5
ニッケル2	7440-02-0		100	45.4
硫酸ニッケルアンモニウム	15699-18-0		100	45.4
ニッケルカルボニル	13463-39-3	P073	10	4.5
塩化ニッケル	7718-54-9		100	45.4
塩化ニッケル	37211-05-5		100	45.4
ニッケル化合物			&	&
シアン化ニッケル	557-19-7	P074	10	4.5
水酸化ニッケル	12054-48-7		10	4.5
硝酸ニッケル	14216-75-2		100	45.4
硫酸ニッケル	7786-81-4		100	45.4
ニコチン	54-11-5	P075	100	45.4
ニコチンとその塩	54-11-5	P075	100	45.4
硫酸ニコチン	65-30-5		100	45.4
硝酸	7697-37-2		1,000	454
硝酸 (濃度 80%以上)	7697-37-2		1,000	454
一酸化窒素	10102-43-9	P076	10 @	4.5 @
p-ニトロアニリン	100-01-6	P077	5,000	2,270
ニトロベンゼン	98-95-3	U169	1,000	454
4-ニトロピフェニル	92-93-3		10	4.5
二酸化窒素	10102-44-0	P078	10 @	4.5 @
二酸化窒素	10544-72-6		10 @	4.5 @
二酸化窒素 (NO)	10102-43-9	P076	10 @	4.5 @
ニトログリセリン	55-63-0	P081	10	4.5
ニトロフェノール(混合異性体)	25154-55-6		100	45.4
2-ニトロフェノール	88-75-5		100	45.4
4-ニトロフェノール	100-02-7	U170	100	45.4
m-ニトロフェノール	554-84-7		100	45.4
p-ニトロフェノール	100-02-7	U170	100	45.4
ニトロフェノール類			&	&
2-ニトロプロパン	79-46-9	U171	10	4.5
ニトロソアミン			&	&
N-ニトロソジ-n-ブチルアミン	924-16-3	U172	10	4.5
N-ニトロソジエタノールアミン	1116-54-7	U173	1	0.454
N-ニトロソジエチルアミン	55-18-5	U174	1	0.454
N-ニトロソジメチルアミン	62-75-9	P082	10	4.5
N-ニトロソジメチルアミン	62-75-9	P082	10	4.5
N-ニトロソジフェニルアミン	86-30-6		100	45.4
N-ニトロソ-N-プロピルアミン	621-64-7	U111	10	4.5
N-ニトロソ-N-エチルウレア	759-73-9	U176	1	0.454
N-ニトロソ-N-メチル尿素	684-93-5	U177	1	0.454
N-ニトロソ-N-メチルウレタン	615-53-2	U178	1	0.454
N-ニトロソメチルビニルアミン	4549-40-0	P084	10	4.5
N-ニトロソモルフォリン	59-89-2		1	0.454
N-ニトロソピペリジン	100-75-4	U179	10	4.5
N-ニトロソピロリジン	930-55-2	U180	1	0.454
ニトロトルエン	1321-12-6		1,000	454
m-ニトロトルエン	99-08-1		1,000	454
o-ニトロトルエン	88-72-2		1,000	454

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2022 JEGS

日本環境管理基準

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
p-ニトロトルエン	99-99-0		1,000	454
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8	U181	100	45.4
オレオム (発煙硫酸)	8014-95-7		1,000	454
有機ロジウム錯体 (PMN-82-147)				
酸化オスミウム OsO4 (T-4)	20816-12-0	P087	1,000	454
四酸化オスミウム	20816-12-0	P087	1,000	454
オキサミル	23135-22-0	P194	100	45.4
オキシラン	75-21-8	U115	10	4.5
オキシラン、(クロロメチル) - メチル	106-89-8	U041	100	45.4
オキシラン (メチル)	75-56-9		100	45.4
パラホルムアルデヒド	30525-89-4		1,000	454
パラアルデヒド	123-63-7	U182	1,000	454
パラチオン	56-38-2	P089	10	4.5
パラチオンメチル	298-00-0	P071	100	45.4
パリスグリーン	12002-03-8		1	0.454
PCB	1336-36-3		1	0.454
PCNB	82-68-8	U185	100	45.4
PCP	87-86-5		10	4.5
ペンタクロロベンゼン	608-93-5	U183	10	4.5
ペンタクロロエタン	76-01-7	U184	10	4.5
ペンタクロロニトロベンゼン	82-68-8	U185	100	45.4
ペンタクロロフェノール	87-86-5		10	4.5
1,3-ペンタジエン	504-60-9	U186	100	45.4
パークロロエチレン	127-18-4	U210	100	45.4
パークロロメチルメルカプタン	594-42-3		100	45.4
フェナセチン	62-44-2	U187	100	45.4
フェナントレン	85-01-8		5,000	2,270
フェノール	108-95-2	U188	1,000	454
フェノール、2-(1-メチルエトキシ)-、メチ	114-26-1	U411	100	45.4
フェノール、3-(1-メチルエチル)-、メチル	64-00-6	P202	10	4.5
フェニルジクロロアルシン	696-28-6	P036	1	0.454
p-フェニレンジアミン	106-50-3		5,000	2,270
フェニルメルキユールアセテート	62-38-4	P092	100	45.4
フェニルメルキユールアセテート	62-38-4	P092	100	45.4
フェニルチオ尿素	103-85-5	P093	100	45.4
フォレート	298-02-2	P094	10	4.5
ホスゲン	75-44-5	P095	10	4.5
ホスフィン	7803-51-2	P096	100	45.4
ホスホン酸、(2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチル)、ジメチルエステル	52-68-6		100	45.4
ホスホン酸	7664-38-2		5,000	2,270
ホスホン酸、2-ジクロロエチルジメチルエ	62-73-7		10	4.5
リン酸、0,0-ジエチル-0-(4-ニトロフェニル)エステル	56-38-2	P089	10	4.5
三塩化リン	7719-12-2		1,000	454
リン(黄色又は白)	7723-14-0		1	0.454
リン	7723-14-0		1	0.454
オキシ塩化リン	10025-87-3		1,000	454
三塩化リン	7719-12-2		1,000	454

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
塩化ホスホリル	10025-87-		1,000	454
フタル酸エステル類			&	&
無水フタル酸	85-44-9	U190	5,000	2,270
フィソスチグミン	57-47-6	P204	100	45.4
フィソスチグミン、サリチル酸塩 (1:1)	57-64-7	P188	100	45.4
2-ピコリン	109-06-8	U191	5,000	2,270
P C B	1336-36-3		1	0.454
多環状有機物			&	&
多核芳香族炭化水素			&	&
ヒ酸カリウム	7784-41-0		1	0.454
亜ヒ酸カリウム	10124-50-		1	0.454
重クロム酸カリウム	7778-50-9		10	4.5
クロム酸カリウム	7789-00-6		10	4.5
青酸カリ	151-50-8	P098	10	4.5
水酸化カリウム	1310-58-3		1,000	454
過マンガン酸カリウム	7722-64-7		100	45.4
シアン化銀カリウム	506-61-6	P099	1	0.454
プロメカーブ	2631-37-0	P201	1000	454
プロナミド	23950-58-	U192	5,000	2,270
プロパン 1,2-ジクロロ	78-87-5	U083	1,000	454
プロパニエニトリル	107-12-0	P101	10	4.5
プロパンスルトン	1120-71-4	U193	10	4.5
1,3-プロパンスルトン	1120-71-4	U193	10	4.5
プロパルガイト	2312-35-8		10	4.5
プロパルギルアルコール	107-19-7	P102	1,000	454
2-プロペナール	107-02-8	P003	1	0.454
2-プロペネニトリル	107-13-1	U009	100	45.4
2-プロペネニトリル、2-メチル	126-98-7	U152	1,000	454
2-プロペン-1-オール	107-18-6	P005	100	45.4
プロファム	122-42-9	U373	1000	454
β-プロピオラクトン	57-57-8		10	4.5
プロピオンアルデヒド	123-38-6		1,000	454
プロピオン酸	79-09-4		5,000	2,270
プロピオン酸無水物	123-62-6		5,000	2,270
プロピオニトリル	107-12-0	P101	10	4.5
プロピオニトリル、3-クロロ	542-76-7	P027	1,000	454
プロポキサー	114-26-1	U411	100	45.4
n-プロピルアミン	107-10-8	U194	5,000	2,270
プロピレンイミン	75-55-8	P067	1	0.454
プロピレンオキシド	75-56-9		100	45.4
ピレン	129-00-0		5,000	2,270
ピレトリン	121-21-1		1	0.454
ピリジン	121-29-9		1	0.454
ピリジン、4-アミノ	8003-34-7		1	0.454
ピリジン、3-(1-メチル-2-ピロリジニ	110-86-1	U196	1,000	454
キノリン	504-24-5	P008	1,000	454
キノン	54-11-5	P075	100	45.4

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2022 JEGS

日本環境管理基準

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
キントゼン	82-68-8	U185	100	45.4
レセルピン	50-55-5	U200	5,000	2,270
レゾルシノール	108-46-3	U201	5,000	2,270
サッカリン (製造)	81-07-2	U202	100	45.4
サッカリン及びその塩類	81-07-2	U202	100	45.4
サフロール	94-59-7	U203	100	45.4
セレン酸	7783-00-8	U204	10	4.5
セレン酸、ジタリウム (1+) 塩	12039-52-0	P114	1,000	454
セレン 2	7782-49-2		100	45.4
セレン化合物			&	&
二酸化セレン	7446-08-4		10	4.5
硫化セレン	7488-56-4	U205	10	4.5
セレン尿素	630-10-4	P103	1,000	454
銀 2	7440-22-4		1,000	454
銀化合物			&	&
シアン化銀	506-64-9	P104	1	0.454
硝酸銀	7761-88-8		1	0.454
シルベックス (2, 4, 5-TP)	93-72-1		100	45.4
ナトリウム	7440-23-5		10	4.5
ヒ酸ナトリウム	7631-89-2		1	0.454
	7784-46-5		1	0.454
アジ化ナトリウム	26628-22-8	P105	1,000	454
重クロム酸ナトリウム	10588-01-9		10	4.5
二フッ化ナトリウム	1333-83-1		100	45.4
重亜硫酸ナトリウム	7631-90-5		5,000	2,270
クロム酸ナトリウム	7775-11-3		10	4.5
シアン化ナトリウム	143-33-9	P106	10	4.5
ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム	25155-30-0		1,000	454
フッ化ナトリウム	7681-49-4		1,000	454
フルオロ酢酸ナトリウム	62-74-8	P058	10	4.5
硫化水素ナトリウム	16721-80-5		5,000	2,270
水酸化ナトリウム	1310-73-2		1,000	454
次亜塩素酸ナトリウム	7681-52-9		100	45.4
	10022-70-5		100	45.4
メチル酸ナトリウム	124-41-4		1,000	454
亜硝酸ナトリウム	7632-00-0		100	45.4
二塩基性リン酸ナトリウム	7558-79-4		5,000	2,270
	10039-32-4		5,000	2,270
	10140-65-5		5,000	2,270
三塩基性リン酸ナトリウム	7601-54-9		5000	2,270
	10101-89-0		5,000	2,270
	10361-89-4		5,000	2,270
セレン酸ナトリウム	7782-82-3		100	45.4
亜セレン酸ナトリウム	10102-18-8		100	45.4
ストレプトゾトシン	18883-66-4	U206	1	0.454
クロム酸ストロンチウム	7789-06-2		10	4.5
ストリクニン	57-24-9	P108	10	4.5
ストリキニーネとその塩	57-24-9	P108	10	4.5
ストリキニーネ、硫酸塩	60-41-3		10	4.5

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
スチレン	100-42-5		1,000	454
スチレンオキシド	96-09-3		100	45.4
スルホテップ	3689-24-5	P109	100	45.4
硫酸 (エアロゾルのみ)	7664-93-9		1,000	454
スルホン酸	7664-93-9		1,000	454
硫酸(発煙)	8014-95-7		1,000	454
硫酸 (三酸化イオウとの混合物)	8014-95-7		1,000	454
一塩化イオウ	12771-08-3		1,000	454
	10025-67-9		1,000	454
リン化イオウ	1314-80-3	U189	100	45.4
2,4,5-T 酸	93-76-5		1,000	454
2,4,5-T アミン	1319-72-8		5,000	2,270
	2008-46-0		5,000	2,270
	3813-14-7		5,000	2,270
	6369-96-6		5,000	2,270
	6369-97-7		5,000	2,270
2,4,5-T エステル	93-79-8		1,000	454
	1928-47-8		1,000	454
	2545-59-7		1,000	454
	25168-15-4		1,000	454
	61792-07-2		1,000	454
2,4,5-T 塩類	13560-99-1		1,000	454
TEPP	107-49-3	P111	10	4.5
1,2,4,5-テトラクロロベンゼン	95-94-3	U207	5,000	2,270
2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-p-ダイオ	1746-01-6		1	0.454
1,1,2,2-テトラクロロエタン	79-34-5	U209	100	45.4
1,1,1,2-テトラクロロエタン	630-20-6	U208	100	45.4
テトラクロロエチレン	127-18-4	U210	100	45.4
2,3,4,6-テトラクロロフェノール	58-90-2		10	4.5
テトラエチルジチオピロホスフェート	3689-24-5	P109	100	45.4
テトラエチル鉛	78-00-2	P110	10	4.5
ピロリン酸テトラエチル	107-49-3	P111	10	4.5
テトラニトロメタン	509-14-8	P112	10	4.5
タリウム酸化物	1314-32-5	P113	100	45.4
タリウム 2	7440-28-0		1,000	454
タリウム(I)アセテート	563-68-8	U214	100	45.4
タリウム(I)炭酸	6533-73-9	U215	100	45.4
塩化タリウム	7791-12-0	U216	100	45.4
タリウム化合物			&	&
硝酸タリウム(I)	10102-45-1	U217	100	45.4
硫酸タリウム(I)	7446-18-6	P115	100	45.4
硫酸タリウム	10031-59-1		100	45.4
タリウム炭酸塩	6533-73-9	U215	100	45.4
塩化タリウム	7791-12-0	U216	100	45.4
タリウム硫酸塩	7446-18-6	P115	100	45.4
チオアセトアミド	62-55-5	U218	10	4.5
チオジカルブ	59669-26-0	U410	100	45.4
チオフアノックス	39196-18-4	P045	100	45.4
チオメタノール	74-93-1	U153	100	45.4

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3 : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
チオナジン	297-97-2	P040	100	45.4
チオファネートメチル	23564-05-8	U409	10	4.5
チオフェノール	108-98-5	P014	100	45.4
チオセミカルバジド	79-19-6	P116	100	45.4
チオウレア	62-56-6	U219	10	4.5
チオウレア、(2-クロロフェニル) -	5344-82-1	P026	100	45.4
チオウレア、1-ナフタレン	86-88-4	P072	100	45.4
チーラム	137-26-8	U244	10	4.5
塩化チタン (TiCl4) (T-4)	7550-45-0		1,000	454
四塩化チタン	7550-45-0		1,000	454
o-トリジン	119-93-7	U095	10	4.5
トルエン	108-88-3	U220	1,000	454
トルエンジアミン	25376-45-8	U221	10	4.5
トルエン-2,4-ジイソシアネート	584-84-9		100	45.4
トルエン-2,6-ジイソシアネート	91-08-7		100	45.4
トルエンジイソシアネート(混合異性体)	26471-62-5	U223	100	45.4
トルエン・ジイソシアネート(不特定多数の)	26471-62-5	U223	100	45.4
o-トルイジン	95-53-4	U328	100	45.4
p-トルイジン	106-49-0	U353	100	45.4
塩酸 o-トルイジン	636-21-5	U222	100	45.4
トキサフェン	8001-35-2	P123	1	0.454
2,4,5-TP エステル	32534-95-5		100	45.4
トリアレート	2303-17-5	U389	100	45.4
トリプロモメタン	75-25-2	U225	100	45.4
トリクロルフオン	52-68-6		100	45.4
1,2,4-トリクロロベンゼン	120-82-1		100	45.4
1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	U226	1,000	454
1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5	U227	100	45.4
トリクロロエチレン	79-01-6	U228	100	45.4
トリクロロフルオロメタン	75-69-4	U121	5,000	2,270
トリクロロメタンスルホニルクロライド	594-42-3		100	45.4
トリクロロモノフルオロメタン	75-69-4	U121	5,000	2,270
トリクロロフェノール	25167-82-2		10	4.5
2,3,4-トリクロロフェノール	15950-66-0		10	4.5
2,3,5-トリクロロフェノール	933-78-8		10	4.5
2,3,6-トリクロロフェノール	933-75-5		10	4.5
2,4,5-トリクロロフェノール	95-95-4		10	4.5
2,4,6-トリクロロフェノール	88-06-2		10	4.5
3,4,5-トリクロロフェノール	609-19-8		10	4.5
ドデシルベンゼンスルホン酸トリエタノー	27323-41-7		1,000	454
トリエチルアミン	121-44-8	U404	5,000	2,270
トリフルラリン	1582-09-8		10	4.5
トリメチルアミン	75-50-3		100	45.4
2,2,4-トリメチルペンタン	540-84-1		1,000	454
1,3,5-トリニトロベンゼン	99-35-4	U234	10	4.5
トリス(2,3-ジプロモプロピル) フォスフェ	126-72-7	U235	10	4.5
トリパンプルー	72-57-1	U236	10	4.5
ウラシルマスタード	66-75-1	U237	10	4.5
酢酸ウラニル	541-09-3		100	45.4

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3: : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
硝酸ウラニル	10102-06-4		100	45.4
	36478-76-9		100	45.4
ウレタン	51-79-6	U238	100	45.4
五酸化バナジウム	1314-62-1	P120	1,000	454
硫酸バナジウム	27774-13-6		1,000	454
酢酸ビニル	108-05-4		5,000	2,270
酢酸ビニルモノマー	108-05-4		5,000	2,270
臭化ビニル	593-60-2		100	45.4
塩化ビニル	75-01-4	U043	1	0.454
塩化ビニリデン	75-35-4	U078	100	45.4
ワルファリン	81-81-2	P001	100	45.4
ワルファリン及びその塩、濃度 0.3%以上	81-81-2	P001	100	45.4
ワルファリンナトリウム	129-06-6		100	45.4
m-キシレン	108-38-3	U239	1,000	454
o-キシレン	95-47-6	U239	1,000	454
p-キシレン	106-42-3	U239	100	45.4
キシレン(混合異性体)	1330-20-7	U239	100	45.4
キシレノール	1300-71-6		1,000	454
亜鉛(ヒューム又は埃)	7440-66-6		1,000	454
ジंक 2	7440-66-6		1,000	454
酢酸亜鉛	557-34-6		1,000	454
塩化亜鉛アンモニウム	14639-97-5		1,000	454
	14639-98-6		1,000	454
	52628-25-8		1,000	454
ホウ酸亜鉛	1332-07-6		1,000	454
臭化亜鉛	7699-45-8		1,000	454
炭酸亜鉛	3486-35-9		1,000	454
塩化亜鉛	7646-85-7		1,000	454
亜鉛化合物			&	&
シアン化亜鉛	557-21-1	P121	10	4.5
フッ化亜鉛	7783-49-5		1,000	454
ギ酸亜鉛	557-41-5		1,000	454
ハイドロサルファイト亜鉛	7779-86-4		1,000	454
硝酸亜鉛	7779-88-6		1,000	454
フェノールスルホン酸亜鉛	127-82-2		5,000	2,270
リン化亜鉛	1314-84-7	P122	100	45.4
リン化亜鉛(濃度 10%以下)	1314-84-7	U249	100	45.4
リン化亜鉛(濃度 10%以上)	1314-84-7	P122	100	45.4
ケイフッ化亜鉛	16871-71-9		5,000	2,270
硫酸亜鉛	7733-02-0		1,000	454
ジラム	137-30-4	P205	10	4.5
硝酸ジルコニウム	13746-89-9		5,000	2,270
フッ化ジルコニウムカリウム	16923-95-8		1,000	454
硫酸ジルコニウム	14644-61-2		5,000	2,270
四塩化ジルコニウム	10026-11-6		5,000	2,270
掲載除外された特性有害廃棄物				
発火性の特徴を持つ非上場危険廃棄物		D001	100	45.4
腐食性の特徴を持つ非上場危険廃棄物		D002	100	45.4
反応性の特徴を持つ非上場危険廃棄物		D003	100	45.4

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2022 JEGS

日本環境管理基準

表 16.3: : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	報告量	
			(ポンド)	(kg)
掲載除外された有害廃棄物 毒性の特徴				
ヒ素		D004	1	0.454
バリウム		D005	1,000	454
カドミウム		D006	10	4.54
クロム		D007	10	4.54
鉛		D008	10	4.54
水銀		D009	1	0.454
セレン		D010	10	4.54
銀		D011	1	0.454
エンドリン		D012	1	0.454
リンデン		D013	1	0.454
メトキシクロル		D014	1	0.454
トキサフェン		D015	1	0.454
2,4-D		D016	100	45.4
2,4,5-TP		D017	100	45.4
ベンゼン		D018	10	4.54
四塩化炭素		D019	10	4.54
クロルデン		D020	1	0.454
クロロベンゼン		D021	100	45.4
クロロホルム		D022	10	4.54
o-クレゾール		D023	100	45.4
m-クレゾール		D024	100	45.4
p-クレゾール		D025	100	45.4
クレゾール		D026	100	45.4
1,4-ジクロロベンゼン		D027	100	45.4
1,2-ジクロロエタン		D028	100	45.4
1,1-ジクロロエチレン		D029	100	45.4
2,4-ジニトロトルエン		D030	10	4.54
ヘプタクロル(及びエポキシド)		D031	1	0.454
ヘキサクロロベンゼン		D032	10	4.54
ヘキサクロロブタジエン		D033	1	0.454
ヘキサクロロエタン		D034	100	45.4
メチル・エチル・ケトン		D035	5,000	2,270
ニトロベンゼン		D036	1,000	454
ペンタクロロフェノール		D037	10	4.54
ピリジン		D038	1,000	454
テトラクロロエチレン		D039	100	45.4
トリクロロエチレン		D040	100	45.4
2,4,5-トリクロロフェノール		D041	10	4.54
2,4,6-トリクロロフェノール		D042	10	4.54
塩化ビニル		D043	1	0.454
非特異起源の有害廃棄物 ³				
脱脂に使われたハロゲン系溶剤の使用済み		F001	10	4.54
(a) テトラクロロエチレン	127-18-4	U210	100	45.4
(b) トリクロロエチレン	79-0-16	U228	100	45.4
(c) 塩化メチレン	75-09-2	U080	1,000	454
(d) 1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	U226	1,000	454
(e) 四塩化炭素	56-23-5	U211	10	4.54
(f) 塩素化フルオロカーボン			5,000	2,270

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3: : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	RQ	
			(ポンド)	(kg)
使用済みのハロゲン系溶剤		F002	10	4.54
(a) テトラクロロエチレン	127-18-4	U210	100	45.4
(b) 塩化メチレン	75-09-2	U080	1,000	454
(c) トリクロロエチレン	79-01-6	U228	100	45.4
(d) 1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6	U226	1,000	454
(e) クロロベンゼン	108-90-7	U037	100	45.4
(f) 1, 1, 2-トリクロロ-1, 2, 2-トリフルオ	76-13-1		5,000	2,270
(g) o-ジクロロベンゼン	95-50-1	U070	100	45.4
(h) トリクロロフルオロメタン	75-69-4	U121	5,000	2,270
(i) 1, 1, 2-トリクロロエタン	79-00-5	U227	100	45.4
使用済みの非ハロゲン系溶剤及び回収時のスチルボトム		F003	100	45.4
(a) キシレン	1330-20-7	U239	1,000	454
(b) アセトン	67-64-1	U002	5,000	2,270
(c) 酢酸エチル	141-78-6	U112	5,000	2,270
(d) エチルベンゼン	100-41-4		1,000	454
(e) エチルエーテル	60-29-7	U117	100	45.4
(f) メチルイソブチルケトン	108-10-1	U161	5,000	2,270
(g) n-ブチルアルコール	71-36-3	U031	5,000	2,270
(h) シクロヘキサノン	108-94-1	U031	5,000	2,270
(i) メタノール	67-56-1	U154	5,000	2,270
使用済みの非ハロゲン系溶剤及び回収時のスチルボトム		F004	100	45.4
(a) クレゾール/クレシル酸	1319-77-3	U052	100	45.4
(b) ニトロベンゼン	98-95-3	U169	1,000	454
使用済みの非ハロゲン系溶剤及び回収時のボトムス		F005	100	45.4
(a) トルエン	108-88-3	U220	1,000	454
(b) メチルエチルケトン	78-93-3	U159	5,000	2,270
(c) 二硫化炭素	75-15-0	P022	100	45.4
(d) イソブタノール	78-83-1	U140	5,000	2,270
(e) ピリジン	110-86-1	U196	1,000	454
電気めっき工場の廃水処理スラッジ (一部例外あり)		F006	10	4.54
電気めっきから生じるシアン系めっき浴のシアン化合物を使用した電気めっきのめっき浴残渣		F007	10	4.54
シアン化合物を使用した電気めっきの剥離・洗浄浴の使用済み溶液		F008	10	4.54
シアン化合物を使用した電気めっきの剥離・洗浄浴の使用済み溶液		F009	10	4.54
シアン化合物が使用される金属熱処理からの焼入れ浴残渣		F010	10	4.54
シアン化合物を使用する金属熱処理の塩浴釜洗浄の使用済みシアン溶液		F011	10	4.54
シアン化合物を使用した金属熱処理の焼入れ排水スラッジ		F012	10	4.54
化成品のアルミコーティングの排水処理スラッジ		F019	10	4.54
トリ/テトラクロロフェノール又はその誘導体の中間体の製造又は使用に伴う廃棄物		F020	1	0.454

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2022 JEGS

日本環境管理基準

表 16.3: : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	RQ	
			(ポンド)	(kg)
ペンタクロロフェノール又は誘導体の中間体の製造又は使用に伴う廃棄物		F021	1	0.454
テトラ/ペンタ/ヘキサクロロベンゼン類をアルカリ性条件下で使用した場合の廃棄物		F022	1	0.454
トリアルテトラクロロフェノールの製造に使用された設備で材料を製造する際の廃棄物		F023	1	0.454
塩素化脂肪族炭化水素 (C1-C5) の製造工程で発生する廃棄物		F024	1	0.454
塩素化脂肪族炭化水素 (C1-C5) の製造工程で発生するライトエンド、フィルター		F025	1	0.454
テトラ/ペンタ/ヘキサクロロベンゼンの製造に使用された機器からの廃棄物		F026	1	0.454
トリ/テトラ/ペンタクロロフェノール又はその誘導体を含む廃棄された製剤		F027	1	0.454
F020、F021、F022、F023、F026、F027 で汚染された土壌を焼却した際の残渣		F028	1	0.454
クロロフェノール溶液を用いた木材保存の廃水、プロセス残渣		F032	1	0.454
クレオソート製剤を用いた木材保存からの廃液、プロセス残渣		F034	1	0.454
排水、ヒ素又はクロムを使用した木材保存のプロセス残渣		F035	1	0.454
石油精製の一次オイル/水/固形物分離スラッジ		F037	1	0.454
石油精製の二次 (乳化) 油・水・固形物分離スラッジ		F038	1	0.454
マルチソース浸出水		F039	1	0.454
発生源別危険廃棄物				
クレオソート/ペンタクロロフェノールの木材保存処理に伴う廃水処理スラッジ		K001	1	0.454
クロムイエロー及びオレンジ顔料製造時の廃水処理スラッジ		K002	10	4.54
モリブデン酸オレンジ顔料製造時の廃水処理スラッジ		K003	10	4.54
ジंकイエロー顔料製造時の廃水処理スラッジ		K004	10	4.54
クロムグリーン顔料の製造工程における廃水処理汚泥		K005	10	4.54
酸化クロムグリーン顔料製造時の廃水処理汚泥		K006	10	4.54
アイアンブルー顔料製造時の廃水処理スラッジ		K007	10	4.54
酸化クロム・グリーン顔料製造時のオープン残渣		K008	10	4.54
エチレンからアセトアルデヒドを製造する際の蒸留残渣		K009	10	4.54
エチレンからアセトアルデヒドを製造する際の蒸留サイドカット		K010	10	4.54

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3: : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	RQ	
			(ポンド)	(kg)
アクリロニトリル製造における廃水ストリッパからのボトムストリーム		K011	10	4.54
アクリロニトリル製造におけるアセトニトリルカラムからのボトムストリーム		K013	10	4.54
アクリロニトリル製造におけるアセトニトリル精製塔からのボトム		K014	5,000	2,270
塩化ベンジルを蒸留する際のスチルボトム		K015	10	4.54
四塩化炭素の製造における重留分又は蒸留残渣		K016	1	0.454
エピクロロヒドリン製造時の精製カラムからの重留分		K017	10	4.54
塩化エチル製造時の分留カラムからの重留分		K018	1	0.454
二塩化エチレン製造時の蒸留による重質分		K019	1	0.454
モノマー製造時の塩化ビニルの蒸留による重質分		K020	1	0.454
フルオロメタン製造時の使用済みアンチモン触媒の水性廃棄物		K021	10	4.54
クメンからフェノール/アセトンを製造する際の蒸留ボトムタール		K022	1	0.454
ナフタレンから無水フタル酸を製造する際の蒸留ライトエンド		K023	5,000	2,270
ナフタレンから無水フタル酸を製造する際の蒸留ボトムズ		K024	5,000	2,270
ベンゼンをニトロ化してニトロベンゼンを製造する際の蒸留残渣		K025	10	4.54
メチルエチルピリジンの製造からのストリップングスチルテール		K026	1,000	454
トルエン・ジイソシアネート製造からの遠心分離・蒸留残渣		K027	10	4.54
1,1,1-トリクロロエタン製造時のハイドロクロリネーター反応器からの使用済み触媒		K028	1	0.454
1,1,1-トリクロロエタン製造時の製品スチームストリッパからの廃棄物		K029	1	0.454
トリクロロエチレン及びパークロロエチレンの製造におけるカラムボトム/ヘビーエネダ		K030	1	0.454
メタンアルソン酸ナトリウム及びカコジル酸の製造で発生する副産物塩		K031	1	0.454
クロルデンを製造する際に発生する排水処理スラッジ		K032	10	4.54
クロルデン製造時にシクロペンタジエンを塩素化する際に発生する廃水・雑排水		K033	10	4.54
クロルデン製造におけるヘキサクロロシクロペンタジエンのろ過から得られるろ過固		K034	10	4.54
グレオソート製造時の廃水処理スラッジ		K035	1	0.454

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3: : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	RQ	
			(ポンド)	(kg)
ジスルホトン製造におけるトルエン再生蒸留のスチルボトム		K036	1	0.454
ジスルホトン製造時の廃水処理スラッジ		K037	1	0.454
ホレート製造時の洗浄及びストリッピングからの廃水		K038	10	4.54
ホウ酸塩製造におけるジエチルホスホロジチオイ酸のろ過から得られるフィルターケ		K039	10	4.54
ホウ酸塩製造時の廃水処理スラッジ		K040	10	4.54
トキサフェン製造時の廃水処理スラッジ		K041	1	0.454
2,4,5-T 製造におけるテトラクロロベンゼンの蒸留からの重金属/残余物		K042	10	4.54
2,4-D 製造時の2,6-ジクロロフェノール廃棄		K043	10	4.54
爆発物の製造・加工時の廃水処理スラッジ		K044	10	4.54
爆発物を含む廃水の処理で発生するスペントカーボン		K045	10	4.54
鉛系開始化合物の製造、調合、装填に伴う廃水スラッジ		K046	10	4.54
トリニトロトルーン操業からのピンク/赤		K047	10	4.54
石油精製業から発生する溶存空気浮揚フロー		K048	10	4.54
石油精製工程で発生するスロップオイルエ		K049	10	4.54
マルジョンの固形分				
石油精製業界からの熱交換器バンドル洗浄		K050	10	4.54
スラッジ				
石油精製工程で発生するAPIセパレータスラ		K051	10	4.54
ッジ				
石油精製業界からのタンクボトム (鉛入り		K052	10	4.54
コークス製造工程から発生するアンモニア		K060	1	0.454
電気炉で鉄鋼を製造する際に発生する排ガ		K061	10	4.54
スラッジ				
鉄鋼仕上げ (SIC コード 331 及び 332) で発		K062	10	4.54
生ずる使用済みピッケル液				
酸プラントブローダウンスラリー/一次銅		K064	10	4.54
生産時のブローダウンスラリーのスラッジ				
一次リード製錬施設の表面インバウンドメ		K065	10	4.54
ントの固形物				
廃水処理スラッジ/一次亜鉛製造の酸性プ		K066	10	4.54
ラントブローダウンのスラッジ				
二次鉛製錬所の排ガス規制埃/スラッジ		K069	10	4.54
塩素製造における水銀電池プロセスからの		K071	1	0.454
ブライン精製泥				
塩素製造における隔膜セルプロセスからの		K073	10	4.54
塩素化炭化水素廃棄物				

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3: : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	RQ	
			(ポンド)	(kg)
アニリン抽出の蒸留残渣		K083	100	45.4
砒素化合物から動物用医薬品を製造する際の廃水スラッジ		K084	1	0.454
クロロベンゼン類の製造における蒸留又は分留塔のボトム		K085	10	4.54
クロムや鉛を含む物質からインクを製造する際の廃棄物・スラッジ		K086	10	4.54
コークス製造時のデカンタタンクのタール		K087	100	45.4
アルミニウムの一次精錬で使用されるポッフ		K088	10	4.54
フェロクロムシリコン製造時の排ガス規制埃/スラッジ		K090	10	4.54
フェロクロム製造時に発生する排出規制粉塵・スラッジ		K091	10	4.54
オルトキシレンによる無水フタル酸の製造からの蒸留ライトエンド		K093	5,000	2,270
オルトキシレンによる無水フタル酸製造時の蒸留ボトムス		K094	5,000	2,270
1,1,1-トリクロロエタンの製造における蒸留ボトム		K095	100	45.4
1,1,1-トリクロロエタンの製造における蒸留塔の重留分		K096	100	45.4
クロルデンを製造する際のクロルデンクロリネーターからの真空ストリッパー排出物		K097	1	0.454
トキサフェンの製造における未処理のプロセス廃水		K098	1	0.454
2,4-D 製造時の未処理廃水		K099	10	4.54
二次鉛製錬における排出規制埃/スラッジからの浸出廃液		K100	10	4.54
砒素化合物から動物用医薬品を製造する際のアニリンからの蒸留タール残渣		K101	1	0.454
砒素化合物から動物用医薬品を製造する際の活性炭の残渣		K102	1	0.454
アニリンの製造におけるアニリン抽出からのプロセス残渣		K103	100	45.4
ニトロベンゼン/アニリンの製造から発生する複合廃水の流れ		K104	10	4.54
クロロベンゼンの製造における洗浄から生じる水性の流れ		K105	10	4.54
塩素の製造における水銀電池プロセスからの廃水処理スラッジ		K106	1	0.454
カルボン酸ヒドラジドから 1,1-ジメチルヒドラジン (UDMH) を製造する際の分離によるカラムボトム		K107	10	4.54
COOH ヒドラジドから UDMH を製造する際の凝縮されたカラムオーバーヘッドとベントガ		K108	10	4.54
カルボン酸ヒドラジドから UDMH を製造する際の精製で使用したフィルターカートリッ		K109	10	4.54
COOH ヒドラジドから UDMH を製造する際の分離による凝縮されたカラムオーバーヘッド		K110	10	4.54

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2022 JEGS

日本環境管理基準

表 16.3: : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	RQ	
			(ポンド)	(kg)
トルエンのニトロ化によりジニトロトルエンを製造する際の製品洗浄水		K111	10	4.54
ジニトロトルエンからトルエンジアミンを製造する際の乾燥による反応副生成物水		K112	10	4.54
トルエンジアミンの製造時に精製する際に発生する凝縮液状のライトエンド		K113	10	4.54
ジニトロトルエンからトルエンジアミンを製造する際の精製から得られるビシナル		K114	10	4.54
ジニトロトルエンからの製造時にトルエンジアミンを精製する際の重留分		K115	10	4.54
トルエン・ジイソシアネート製造時の溶剤回収システムからの有機凝縮液		K116	10	4.54
エチレン臭素化法による臭化エチレン製造時のベントガススクラバーからの廃水		K117	1	0.454
二臭化エチレンの製造における精製で使用された吸収固形物		K118	1	0.454
エチレンビスジチオカルバミン酸とその塩の製造におけるプロセス廃水		K123	10	4.54
エチレンビスジチオカルバミン酸とその塩の製造に伴うリアクターベントスクラバー		K124	10	4.54
エチレンビスジチオカルバミン酸及びその塩の製造からのろ過/その他の固形物		K125	10	4.54
エチレンビスジチオカルバミン酸及び塩類の製造時に発生する粉塵・掃引物		K126	10	4.54
臭化メチル製造時の廃水及び使用済み硫酸		K131	100	45.4
臭化メチル製造時の使用済み吸収剤及び廃水固形分		K132	1,000	454
エチレンの臭素化による生産でのエチレンジブロマイド精製からのスチルボトムズ		K136	1	0.454
コークス製造時のコールタール回収による		K141	1	0.454
石炭からコークスを製造する際のタール貯蔵タンク残渣、又はコークスの副生成物の回収残渣		K142	1	0.454
コークス中の軽油回収からのプロセス残渣		K143	1	0.454
コークス化における軽油精製時の排水残渣		K144	1	0.454
コークス副産物からのナフタリン回収・回収の残渣		K145	1	0.454
コークス中のコールタール精製時のタール		K147	1	0.454
コークス製造におけるコールタール蒸留残渣 (スチルボトムを含む)		K148	1	0.454
塩素化トルエン・ベンゾイルクロライド製造時の蒸留残渣		K149	10	4.54
塩素化トルエン製造時の塩素ガス及び塩化水素回収時の有機残渣		K150	10	4.54
クロロトルエン/ベンゾイルクロライド製造時の廃水処理汚泥		K151	10	4.54
カルバミン酸塩及びカルバモイルオキシムの製造からの有機廃棄物		K156	10	4.54

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3: : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	RQ	
			(ポンド)	(kg)
カルバミン酸塩、カルバモイルオキシムの製造に伴う排水 (スラッジは除く)		K157	10	4.54
カルバミン酸塩、カルバモイルオキシムの製造から発生するバッグハウス埃、フィルター/分離固形物		K158	10	4.54
チオカルバメート廃棄物の処理による有機物		K159	10	4.54
ジチオカルバミン酸/塩類の製造からの精製固体/バッグハウス埃/掃気物		K161	1	0.454
精製工程で発生する原油貯蔵タンクの沈殿		K169	10	4.54
インラインフィルター/セパレーションの固形物のクラリファイスラリーオイルタンクの沈殿物		K170	1	0.454
使用済みの水素化処理用触媒		K171	1	0.454
使用済みの水素化精製触媒		K172	1	0.454
二塩化エチレン又は塩化ビニルモノマーの製造に伴う廃水処理スラッジ (二塩化エチレン又は塩化ビニルモノマーの廃水と他の廃水とが混ざって生じたスラッジを含む) で、そのスラッジが一定の処分条件を満たす場合を除く。タイトル 40, CFR のセクション 261.32 参照)。		K174	1	0.454
アセチレンベースのプロセスで塩化水銀触媒を用いて塩化ビニルモノマーを製造する際の廃水処理スラッジ。Title 40, CFR の Section 261.32 参照)。		K175	1	0.454
酸化アンチモン製造時のバッグハウスフィルター (中間体 (金属アンチモン、粗酸化アンチモンなど) 製造時のフィルターを含む)。		K176	1	0.454
酸化アンチモン製造時に発生するスラグのうち、投機的に蓄積又は処分されたもの (例: 金属アンチモン又は粗製酸化アンチモン)。		K177	5,000	2270
特定の染料、顔料、食品・医薬品・化粧品用着色剤の製造から発生する非排水で、成分の質量負荷レベルを超えるもの。		K181	1	0.454
日本固有の有害物質 ⁴				
デカブロモジフェニルオキシド	1163-19-5			
ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4			
	3194-55-6			
	4736-49-6			
	65701-47-5			
	134237-50-6			
	134237-51-7			
	134237-52-8			
	138257-17-7			
	138257-18-8			
	138257-19-9			
	169102-57-2			

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.3: : 有害廃棄物及び有害物質のリスト (続き)

有害廃棄物及び有害物質	CAS NO.	HW NO.	RQ	
			(ポンド)	(kg)
ヘキサブロモシクロドデカン	678970-15-5			
	678970-16-6			
	678970-17-7			
ペンタクロロフェノール、その塩又はエステル	131-52-2			
	3772-94-9			
	27735-64-4			
パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びその塩類	1763-23-1			
	2795-39-3			
	4021-47-0			
	29081-56-9			
	29457-72-5			
	56773-42-3			
	70225-14-8			
パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩類	335-67-1			
	335-95-5			
	2395-00-8			
	3825-26-1			
	90480-56-1			
パーフルオロオクタンスルホニルフルオリド (PFOSF)	307-35-7			
ポリ塩化直鎖パラフィン (炭素数 10~13 のもので、塩素の含有量が総重量の 48% を超えるものに限る。)	18993-26-5			
	36312-81-9			
	63981-28-2			
	219697-10-6			
	219697-11-7			
	221174-07-8			
	276673-33-7			
	601523-20-0			
601523-25-5				
<p>&=このジェネリッククラス又はブロードクラスには、クラスは危険物質であるがRQが割り当てられていないことを示す。 @=燃焼及び燃焼に関連する活動の結果として、大気中に放出される酸化窒素又は二酸化窒素の量が24時間あたり453.5kg[1,000ポンド]未満の場合は、通知要件が免除される。 ¹ RQ (JEGS 第13章参照) ² 金属については、放出された固体金属の破片の平均直径が100マイクロメートル[0.004インチ]を超える場合、固体形態の放出の報告は必要ない。示されたRQは、より小さな粒子に適用される。 ³ 非特定発生源有害廃棄物の詳細な説明は、表16.5に記載されている。 ⁴ 出典：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年10月16日法律第117号）、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号、平成30年2月21日改正）。</p>				

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.4 : ハザードコード

廃棄物種類	ハザードコード
発火性廃棄物	(I)
腐食性廃棄物	(C)
反応性廃棄物	(R)
毒性の特徴を持つ廃棄物	(E)
急性有害廃棄物	(H)
毒性廃棄物	(T)

表 16.5 : 非特定排出源からの有害廃棄物リスト

HW NO.	有害廃棄物	ハザードコード ¹
F001	脱脂洗浄に使用した以下の使用済みハロゲン系溶剤。テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、塩化メチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、塩素化フルオロカーボン、使用前に上記のハロゲン系溶剤又はF002、F004、F005に記載されている溶剤の1種類以上を合計で10体積%以上含む脱脂に使用される全ての使用済み溶剤混合物・ブレンド、及びこれらの使用済み溶剤や使用済み溶剤混合物を回収する際のスチルボトム。	(T)
F002	以下の使用済みハロゲン系溶剤。テトラクロロエチレン、塩化メチレン、トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、クロロベンゼン、1,1,2-トリクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン、オルト-ジクロロベンゼン、トリクロロフルオロメタン、1,1,2-トリクロロエタン。使用前に、上記のハロゲン系溶剤又はF001、F004、F005に記載されている溶剤の1つ以上を合計で10%以上（体積比）含む全ての使用済み溶剤混合物/ブレンド、及びこれらの使用済み溶剤及び使用済み溶剤混合物を回収する際のスチルボトム。	(T)
F004	以下の使用済み非ハロゲン系溶剤：クレゾール及びクレシル酸、ニトロベンゼン；使用前に上記の非ハロゲン系溶剤又はF001、F002、F005に記載されている溶剤の1つ以上を合計で10%以上（体積比）含む全ての使用済み溶剤混合物/ブレンド；及びこれらの使用済み溶剤及び使用済み溶剤混合物を回収した際のスチルボトム。	(T)
F005	以下の使用済み非ハロゲン系溶剤：トルエン、メチルエチルケトン、二硫化炭素、イソブタノール、ピリジン、ベンゼン、2-エトキシエタノール、及び2-ニトロプロパン；使用前に上記の非ハロゲン系溶剤又はF001、F002、又はF004に記載されている溶剤の1つ以上を合計で10%以上（体積比）含む全ての使用済み溶剤混合物/ブレンド；及びこれらの使用済み溶剤及び使用済み溶剤混合物の回収から得られるスチルボトム。	(I, T)
F006	電気めっきの廃水処理スラッジは、以下のプロセスを除く。(1) アルミニウムの硫酸アルマイト処理、(2) 炭素鋼へのスズめっき、(3) 炭素鋼への亜鉛めっき（分離ベース）、(4) 炭素鋼へのアルミニウム又は亜鉛アルミニウムめっき、(5) 炭素鋼へのスズ、亜鉛、アルミニウムめっきに伴う洗浄/剥離、(6) アルミニウムの化学エッチング及びフライス加工。	(T)
F007	電気めっき作業で使用されたシアン系めっき浴の使用済み溶液。	(R, T)
F008	シアン化合物が使用されている電気めっき作業のめっき槽の底にあるめっき槽残留物。	(R, T)
F009	シアン化合物を使用している電気めっき工場の剥離・洗浄浴の使用済み液。	(R, T)
F010	シアン化合物が使用されている金属熱処理工程の油槽からの急冷浴残渣。	(R, T)
F011	金属熱処理工程の塩浴釜洗浄のシアン使用済み溶液。	(R, T)
F012	シアン化合物が使用されている金属熱処理工程の廃水処理スラッジの焼入れ。	(T)

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.5 : 非特定排出源からの有害廃棄物リスト (続き)

HW NO.	有害廃棄物	ハザードコード ¹
F019	アルミニウムの化成皮膜処理に伴う排水処理スラッジ。ただし、アルミニウム缶洗浄時のジルコニウムのリン酸塩処理が化成皮膜処理の除外工程である場合は除く。	(T)
F020	トリクロロフェノール、テトラクロロフェノール、又はそれらの農薬誘導体の製造に使用される中間体の製造又は製造用途（反応物、化学的中间体、又は調合プロセスの成分として）からの廃棄物（塩化水素精製の廃水及び使用済み炭素を除く）（このリストには、高度に精製された2,4,5-トリクロロフェノールからのヘキサクロロフェンの製造からの廃棄物は含まれていません）。	(H)
F021	ペンタクロロフェノール、又はその誘導体を製造するために使用される中間体の製造又は製造用途（反応物、化学的中间体、又は調合プロセスのコンポーネントとして）からの廃棄物（廃水及び塩化水素精製からの使用済み炭素を除く）。	(H)
F022	アルカリ性条件下でテトラ、ペンタ、又はヘキサクロロベンゼンを製造する際に発生する廃棄物（塩化水素精製の廃水及び使用済み炭素を除く）。	(H)
F023	トリクロロフェノール及びテトラクロロフェノールの製造又は製造用途（反応物、化学的中间体、又は製剤工程の成分として）に使用されていた装置で材料を製造する際の廃棄物（廃水及び塩化水素精製の使用済み炭素を除く）（このリストには、高度に精製された2,4,5-トリクロロフェノールからヘキサクロロフェンを製造又は使用するためだけに使用された装置からの廃棄物は含まれない）。	(H)
F025	フリーラジカル触媒プロセスによる特定の塩素化脂肪族炭化水素の製造から発生する凝縮光終了物、使用済みフィルター及びフィルター助剤、使用済み乾燥剤の廃棄物。これらの塩素化脂肪族炭化水素は、炭素鎖の長さが1~5で、塩素置換の量と位置が異なるものである。	(T)
F026	アルカリ性条件下でテトラ、ペンタ、又はヘキサクロロベンゼンの製造用途（反応物、化学的中间体、又は調合プロセスの成分）に使用されていた装置で材料を製造する際に発生する廃棄物（廃水及び塩化水素精製の使用済み炭素を除く）。	(H)
F027	トリ、テトラ、ペンタクロロフェノールを含む未使用の廃棄製剤、又はこれらのクロロフェノールから派生した化合物を含む未使用の廃棄製剤（このリストには、事前に精製された2,4,5-トリクロロフェノールから合成されたヘキサクロロフェンを唯一の成分として含む製剤は含まれない）。	(H)
F028	HW番号F020、F021、F022、F023、F026、F027で汚染された土壌を焼却又は熱処理した後の残渣。	(T)
F032	現在クロロフェノール製剤を使用している、又は過去に使用していた工場で発生する木材保存工程からの廃水（工程汚染物質と接触していないものを除く）、工程残渣、防腐剤のドリップ、使用済み製剤（現在有害廃棄物として規制されている交差汚染の可能性のある廃棄物（例：F034又はF035）を除く。また、クロロフェノール製剤又はその成分と接触した可能性のある全てのプロセス機器を洗浄又は交換し、クロロフェノール製剤の使用を再開又は開始しない場合。）このリストには、クレオソート又はペンタクロロフェノールを使用する木材保存プロセスからの廃水を処理する際のK001底質汚泥は含まれない。	(T)
F034	クレオソート製剤を使用する工場で発生する木材保存工程からの排水（工程汚染物質と接触していないものを除く）、工程残留物、防腐剤の滴下物、使用済み製剤。このリストには、クレオソート及び/又はペンタクロロフェノールを使用する木材保存プロセスからの廃水を処理するためのK001底質汚泥は含まれない。	(T)

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.5 : 非特定排出源からの有害廃棄物リスト (続き)

HW NO.	有害廃棄物	ハザードコード ¹
F035	砒素又はクロムを含む無機防腐剤を使用する工場で発生する木材保存工程からの排水（工程汚染物質と接触していないものを除く）、工程残留物、防腐剤の飛散物、使用済み製剤。このリストには、クレオソート又はペンタクロロフェノールを使用する木材保存プロセスからの廃水を処理するための K001 底部堆積物スラッジは含まれない。	(T)
F037	石油精製所の一次オイル/水/固形物分離スラッジ。石油精製所からのプロセス廃水及び油性冷却廃水の貯蔵又は処理の際に、油/水/固形物の重力分離から発生するスラッジのこと。このようなスラッジには、油/水/固形物の分離機、タンク及び貯水池、溝及びその他の運搬路、スンプ、及び乾式フローを受ける雨水ユニットで発生するものが含まれるが、これらに限定されない。乾季の流れを受けない雨水ユニットで発生するスラッジ、他のプロセス又は油性の冷却水から処理のために分離された非接触型の貫流冷却水から発生するスラッジ、活性汚泥、トリクリングフィルター、回転生物接触器、又は高速度曝気生物処理ユニットで発生するスラッジ（排水が積極的な生物処理ユニットで処理された後に1つ又は複数の追加ユニットで発生するスラッジを含む）、及び K051 廃棄物はこのリストに含まれない。	(T)
F039	表 16.3 又は表 16.5 に記載されている2つ以上の制限廃棄物の処分から生じた浸出液（土地に処分された廃棄物の中を浸透した液体）（以下の1つ以上の有害廃棄物の処分から生じた浸出液で、他の有害廃棄物はその HW No. を保持する。 F020、F021、F022、F026、F027、及び/又は F028）。）	(T)
¹ ハザードコード。発火性廃棄物 (I)、腐食性廃棄物 (C)、反応性廃棄物 (R)、毒性特性廃棄物 (E)、急性危険物 (H)、毒性廃棄物 (T)。発火性成分と毒性成分を含む混合物を指定する場合は、(I, T)を使用する必要がある。		

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2022 JEGS

日本環境管理基準

表 16.6 : 日本において処分される特別管理一般廃棄物及び産業廃棄物の分類

分類		廃棄物品目	JEGS HW番号	
特別管理一般廃棄物 (SCMW)	PCB含有部品	エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品に含まれるPCB		
	埃	廃棄物処理施設の集塵設備で集められた粉塵		
	ダイオキシン類含有物	ダイオキシン規制対象の廃棄物焼却施設から発生するダイオキシン類3ng/g以上の粉塵、燃え殻、汚泥		
	感染性一般廃棄物	医療機関からの感染性病原体を含む疑いのある感染性一般廃棄物		
	水銀含有廃棄物	水銀添加製品から回収された水銀を含む廃棄物 (一般廃棄物)		
特別管理産業廃棄物 (SCIW)	廃油	引火点が70°C (158°F)未滿の揮発性オイル、ガソリン、ケロシンタイプ、ディーゼルタイプの燃料 (不燃性タールピッチを除く)	J001	
	廃酸	pH ≤ 2.0	J002	
	廃アルカリ	pH ≥ 12.5	J002	
	感染性産業廃棄物	医療機関からの感染性病原体を含む疑いのある感染性産業廃棄物		
		PCB廃棄物	廃PCB、廃PCB汚染油	
		PCB汚染物	PCB汚染された汚泥、紙くず、廃木材、繊維、プラスチック、金属、廃陶磁器、がれき類	
		PCB処理物	PCB濃度を低減するための処理が施された廃PCB油及びPCB汚染物質	
		鉍さい	表 16.7 に示す規制値を超える重金属を含むスラグ	
		廃石綿等	解体対象の建材やアスベスト粉塵を発生させる施設に飛散することが疑われる廃アスベスト	J029
	特定有害産業廃棄物 (SHIW)	ばいじん、燃え殻	表 16.7 に規定された規制値を超える重金属及びダイオキシン類を含むばいじん及び燃え殻	
		廃油	表 16.7 に定める規制値を超える有機塩素化合物を含む廃油 (溶剤)	
		汚泥、廃酸、廃アルカリ	表 16.7 に規定する規制値を超える重金属等、有機塩素化合物等、PCB、農薬等、セレン、ダイオキシン類を含む汚泥、廃酸、廃アルカリ	
		廃水銀等	特定の発生源から排出する水銀又は水銀化合物からなる廃棄物及び水銀又は水銀化合物からなる物質・物品 (一般廃棄物を除く) 又は水銀添加製品から発生する産業廃棄物	

出典：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号、平成29年6月16日改正)。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2022 JEGS

日本環境管理基準

表 16.7 : 日本における特別管理産業廃棄物 (SCIW) の処分基準

排出時の廃棄物種類			燃え殻、ばいじん、鉱さい			廃油 (溶剤のみ)		汚泥、廃酸、廃アルカリ			
処分時の廃棄物種類			燃え殻 ばいじん 鉱さい	処理物 (廃 酸、廃アル カリ)	処理物 (廃 酸、廃アル カリを除く)	処理物 (廃 酸、廃アル カリ)	処理物 (廃 アルカリ、 廃酸を除く)	汚泥	処理物 (廃 アルカリ、 廃酸を除く)	廃酸、廃ア ルカリ	処理物 (廃 アルカリ、 廃酸)
JEGS HW番号	汚染物質	CAS NO.	汚染値 (mg/L)								
J004	アルキル水銀		ND ¹	ND ¹	ND ¹			ND ¹	ND ¹	ND ¹	ND ¹
J005	水銀	7439-97-6	0.005	0.05	0.005			0.005	0.005	0.05	0.05
J006	カドミウム	7440-43-9	0.09	0.3	0.09			0.09	0.09	0.3	0.3
J007	鉛	7439-92-1	0.3	1.0	0.3			0.3	0.3	1.0	1.0
J008	有機リン							1.0	1.0	1.0	1.0
J009	六価クロム	18540-29-9	1.5	5.0	1.5			1.5	1.5	5.0	5.0
J010	砒素	7440-38-2	0.3	1.0	0.3			0.3	0.3	1.0	1.0
J011	総シアン化物							1.0	1.0	1.0	1.0
J012	PCB	7440-22-4				廃油: 0.5 mg/kg		0.003	0.003	0.03	0.03
J013	トリクロロエチレン	79-01-6				1.0	0.1	0.1	0.1	1.0	1.0
J014	テトラクロロエチレン	127-18-4				1.0	0.1	0.1	0.1	1.0	1.0
J015	ジクロロメタン	75-09-2				2.0	0.2	0.2	0.2	2.0	2.0
J016	四塩化炭素	56-23-5				0.2	0.02	0.02	0.02	0.2	0.2
J017	1,2-ジクロロエタン	107-06-2				0.4	0.04	0.04	0.04	0.4	0.4
J018	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4				10.0	1.0	1.0	1.0	10.0	10.0
J019	シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2				4.0	0.4	0.4	0.4	4.0	4.0
J020	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6				30.0	3.0	3.0	3.0	30.0	30.0
J021	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5				0.6	0.06	0.06	0.06	0.6	0.6

【本文書は日本語仮訳です】J E G S は英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 16.7 : 日本における特別管理産業廃棄物 (S C I W) の処分基準 (続き)

排出時の廃棄物種類			燃え殻、ばいじん、鉱さい			廃油 (溶剤のみ)		汚泥、廃酸、廃アルカリ			
処分時の廃棄物種類			燃え殻 ばいじん 鉱さい	処理物 (廃 酸、廃アル カリ)	処理物 (廃 酸、廃アル カリを除 く)	処理物 (廃 酸、廃アル カリ)	処理物 (廃 アルカリ、 廃酸を除く)	汚泥	処理物 (廃 アルカリ、 廃酸を除 く)	廃酸、廃ア ルカリ	処理物 (廃 アルカリ、 廃酸)
J E G S HW番号	汚染物質	CAS NO.	汚染値 (mg/L)								
J022	1,3-ジクロロプロペン	542-75-6				0.2	0.02	0.02	0.02	0.2	0.2
J023	チウラム	137-26-8						0.06	0.06	0.6	0.6
J024	シマジン	122-34-9						0.03	0.03	0.3	0.3
J025	チオベンカルブ	28249-77-6						0.2	0.2	2.0	2.0
J026	ベンゼン	71-43-2				1.0	0.1	0.1	0.1	1.0	1.0
J027	セレン及びその化合物	7782-49-2	0.3	1.0	0.3			0.3	0.3	1.0	1.0
J028	ダイオキシン類 (TEQ)	1746-01-6	3 ng/g ²	100 pg/L ²	3 ng/g ²			3 ng/g	3 ng/g	100 pg/L	100 pg/L
J030	1,4-ジオキサン	123-91-1	0.5 ³	5.0 ³	0.5 ³	5.0	0.5	0.5	0.5	5.0	5.0

出典：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、平成29年6月16日改正、金属を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号、平成29年6月9日改正、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号、平成30年2月22日改正）
 T E Q = 毒性等価物
¹ ND = 分析定量限界以下
² 鉱さいおよびその処理物を除く
³ ばいじんとその処理物に適用される

附属書 16B：有害物質ラベル

16. B. 1 有害物質貯蔵器 16. 4. 2 項および 16. 6. 2. 4 項の要求に従い、施設は以下のように危険物貯蔵容器に適切なラベルを貼る必要がある。図 16. 1（日本本土）及び図 16. 2（沖縄）に示す有害廃棄物ラベル付け要件を満たすものである。廃棄物の内容、特性、および危険性を適切に示している限り、他のラベルを使用してもよい。

16. B. 2 有害廃棄物処理 16. 9. 3. 4 項に従い、廃棄する有害廃棄物にはラベルを貼付すること。DLA ディスポジションサービスを利用して廃棄物を処理する場合、図 16. 1（日本本土）および図 16. 2（日本国内）に示す有害廃棄物ラベルを使用し、廃棄物を表示しなければならない。DLA 廃棄物処理サービスを利用していない施設を使用していない施設も、廃棄物に適切なラベルを貼らなければならない。ラベルは図 16. 1 および図 16. 2 に示すような有害廃棄物に関する情報を最低限含まなければならない。また、廃棄物が第三者によって発見された場合の適切な連絡先も記載しなければならない。

16. B. 3 用語解説

16. B. 3. 1 適切な出荷名称 特定の成形品又は物質について、すべての船積書類、届出書、及び必要に応じて包装材に記載すること。

16. B. 3. 2 物品名 NSN（ナショナルストックナンバー）が割り当てられている場合は、その名称。

16. B. 3. 3 有害分類 米国運輸省 (DOT) が危険物に付与した危険性のカテゴリ。材料は、複数の危険有害性分類の基準を満たすことができるが、1つの危険有害性分類にのみ割り当てられる。

16. B. 3. 3. 1 クラス 1：爆発物

16. B. 3. 3. 2 クラス 2：ガス

16. B. 3. 3. 3 クラス 3：引火性・可燃性液体

16. B. 3. 3. 4 クラス 4：可燃性固体、自然発火する可能性のある物質、及び水と接触すると引火性のガスを発生する物質。

16. B. 3. 3. 5 クラス 5：酸化性物質および有機過酸化物

16. B. 3. 3. 6 クラス 6：有害物質、感染症物質

16. B. 3. 3. 7 クラス 7：放射性物質

16. B. 3. 3. 8 クラス 8：腐食性物質

16. B. 3. 3. 9 クラス 9：その他の危険物／有害物質および物品

16. B. 3. 4 国連番号 国連が定める危険物輸送のための 4 桁の番号。

16. B. 3. 5 梱包グループ 危険物の危険度に応じたグループ分け。包装グループ I は大きな危険、包装グループ II は中程度の危険、包装グループ III は軽度の危険を示す。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

16. B. 3. 6 廃棄物コード 各有害廃棄物に割り当てられるコードで、廃棄物に関連する文字と3つの数字で構成される。

その後3つの数字が続きます。JEGSでは、海外環境基準文書で定義された廃棄物コード（以下、Dコードという。）とJEGSで定義された廃棄物コード（Jコード）の両方が含まれています。以下のコードが割り当てられています。

16. B. 3. 6. 1 F：非特定生成物からの有害廃棄物

16. B. 3. 6. 2 K：特定生成物からの有害物廃棄物

16. B. 3. 6. 3 U：毒性（非急性）有害廃棄物

16. B. 3. 6. 4 D001：着火性の特性を示す固体廃棄物

16. B. 3. 6. 5 D002：腐食性の特性を示す固体廃棄物

16. B. 3. 6. 6 D003：反応性という特性を持つ固体廃棄物

16. B. 3. 6. 7 D004 からD043：表 16. 1 に示すように、毒性に関する特定の特性を示す固形廃棄物

16. B. 3. 6. 8 J 001 及び J 002：表 16. 6 に示すように、特別管理産業廃棄物の場合

16. B. 3. 6. 7 J 004 及び J 028：表 16. 7 に示すように、特定の毒性特性をもつ特別管理産業廃棄物の場合

16. B. 3. 6. 8 J 029：廃棄アスベストの場合。

16. B. 3. 6. 9 J 030：1, 4-ジオキサンを含む固形廃棄物の場合

16. B. 3. 7 NSN（ナショナルストックナンバー）未使用品であるものに番号が付与される。在庫品を識別するための13桁の番号で、4桁の連邦供給品分類コードと9桁の国家品目識別コードから構成される番号。次のように表示される。9999-00-999-9999.

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

2022 J E G S

日本環境管理基準

図 16.1 : 有害廃棄物ラベル(沖縄県を除く)

HAZARDOUS WASTE (有害廃棄物)	
WASTE SHIPPING / MANAGEMENT DESCRIPTION (廃棄物 輸送/管理事項)	
<u>Proper Shipping Name (正式品名)/Item Name(物品名)</u>	
<u>Hazard Class(有害分類)/ UN No.(国連番号)/ Packing Group (パッキンググループ)/ Waste Code(廃棄物分類) / NSN (管理番号)</u>	
<u>Weight (重量)/Quantity(数量)</u> / OF	<u>Accumulation Start Date(集積開始日)</u>
<u>Document No.(文書番号)</u>	
GENERATOR INFORMATION (排出者)	
<u>Installation Name (施設名)</u>	<u>City/Prefecture(市町村/都道府県)</u>
<u>Point of Contact (担当者)</u>	<u>Phone No.(電話番号)</u>
If found, contact DLA-Disposition Services in Sagami General Depot at 042-800-0727 発見した場合は相模補給廠内の国防兵站局廃棄事業(042-800-0727)へ連絡してください	
SOVEREIGN LAW PROHIBITS IMPROPER DISPOSAL(不適切処分禁止)	
HANDLE WITH CARE!(取扱注意!)	
USFJ LABEL No. 1 APR 2022	

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

日本環境管理基準

2022 J E G S

図 16.2 : 有害廃棄物ラベル(沖縄県)

HAZARDOUS WASTE (有害廃棄物)	
WASTE SHIPPING / MANAGEMENT DESCRIPTION (廃棄物 輸送/管理事項)	
<u>Proper Shipping Name (正式品名)/Item Name(物品名)</u>	
<u>Hazard Class(有害分類)/ UN No.(国連番号)/ Packing Group (パッキンググループ)/ Waste Code(廃棄物分類) / NSN (管理番号)</u>	
<u>Weight (重量)/Quantity(数量)</u> / OF	<u>Accumulation Start Date(集積開始日)</u>
<u>Document No.(文書番号)</u>	
GENERATOR INFORMATION (排出者)	
<u>Installation Name (施設名)</u>	<u>City/Prefecture(市町村/都道府県)</u>
<u>Point of Contact (担当者)</u>	<u>Phone No.(電話番号)</u>
If found, contact DLA-Disposition Services in Camp Kinser at 042-800-0834 発見した場合はキャンプキンサー内の国防兵站局廃棄事業(042-800-0834)へ連絡してください	
SOVEREIGN LAW PROHIBITS IMPROPER DISPOSAL (不適切処分禁止)	
HANDLE WITH CARE!(取扱注意!)	
USFJ LABEL No. 2 APR 2022	